昭27. 2. 7.

官報

明治二十五年三月三十日 第三種郵便物認可

主要目次

府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　一三三頁
省令
○海上運送法施行規則等の一部改正　一三三
告示
○外国為替業務を営む営業所の位置の変更許可　一三三
○外国為替業務を営む銀行認可　一三三
○城南信用金庫第五回城南割増定期預金の細目等　一三三
○肥料の登録　一三三
○石炭等需給動態統計調査規則による調査票用紙の様式に関する件の一部改正　一三八
○昭和二十七年度の工業化試験補助金交付申請書の提出期限　一四一
○昭和二十七年度の鉱工業技術研究補助金交付申請書等の提出期限　一四一
○運輸審議会の決定（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改訂に伴う大都市内における運賃の実施について）　一四一
○航海の制限、出入港の手続等に関する件等の一部改正　一四一
○五十五円郵便切手等発行（飛行機と山岳）　一四二
○第三和歌丸託送発受所等設置　一四二
○相可電気通信施設区移転　一四二
○清水無線中継所等設置　一四三

府令

◉法務府令第十号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月七日

法務総裁　木村篤太郎

別表札幌法務局の部岩見沢支局の款長沼出張所の項中「長沼村」を「長沼町」に、旭川地方法務局の部名寄支局の款和寒出張所の項中「和寒村」を「和寒町」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉運輸省令第五号

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月七日

運輸大臣　村上　義一

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の十第四号中「北緯三十度」を「北緯三十五度」に改める。

船舶運航令施行規則（昭和二十五年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

◉大蔵省告示第二百二十六号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第三項の規定により、外国為替業務を営む営業所の位置の変更を次のとおり許可した。

昭和二十七年二月七日

大蔵大臣　池田　勇人

銀行名	営業所名	新所在地	旧所在地	変更期日	許可年月日
株式会社三和銀行	熊本支店	熊本県熊本市通町二十番地の一	熊本県熊本市練兵町四十五番地	昭和二十六年十一月十九日	昭和二十七年一月二十八日
同	金沢支店	石川県金沢市袋町四番地	石川県金沢市南町三十五番地の一	昭和二十六年十二月十七日	同右

◉大蔵省告示第二百二十七号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第三項の規定により、外国為替業務を営む営業所の位置の変更を次のとおり許可した。

昭和二十七年二月七日

大蔵大臣　池田　勇人

銀行名	営業所名	新所在地	旧所在地	変更期日	許可年月日
朝日信託銀行株式会社	本店	東京都千代田区丸の内一丁目二番地の一	東京都千代田区丸の内二丁目五番地	昭和二十七年一月二十八日	昭和二十七年一月二十八日

◉大蔵省告示第二百二十八号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第一項の規定により、外国為替業務を営む銀行を次のとおり認可した。

昭和二十七年二月七日

大蔵大臣　池田　勇人

銀行名	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始期日	認可年月日
株式会社山口銀行	外国通貨の売買並びに外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手及びアメリカ合衆国政府機関振出のアメリカ合衆国通貨をもつて表示されたトレジュワリー・チェックの買入れとし、外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する業務上の取極めに基く取引を除く。	本店	山口県下関市大字観音崎町六十八番地の一	昭和二十七年二月一日	昭和二十七年一月三十日

◉大蔵省告示第二百二十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、城南信用金庫第五回城南割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　城南信用金庫第五回城南割増定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十一日から同年三月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞A賞は、特賞B賞のうちから定め、幸運賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B賞	三〇、〇〇〇	三
一等	一〇、〇〇〇	一二
二等	二、〇〇〇	八〇
三等	五〇〇	二〇〇
四等	五〇	六、〇〇〇
五等	二〇	一九三、七〇四
幸運賞	一、〇〇〇	二〇
計		二〇〇、〇二〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年四月二十二日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百三十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一回彦根信用金庫観光定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月七日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回彦根信用金庫観光定期預金

生第一七六一号　完全配合肥料麥印二号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
六・七五　四・六五　四・七五　五・〇〇　〃

生第一七六二号　完全配合肥料麥印三号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
七・〇〇　六・〇〇　七・〇〇　五・〇〇　〃

生第一七六三号　光配合肥料一号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
九・〇〇　八・〇〇　三・〇〇　三・〇〇　〃

生第一七六四号　光配合肥料二号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
九・〇〇　八・〇〇　七・〇〇　六・〇〇　〃

生第一七六五号　光配合肥料三号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
八・〇〇　七・〇〇　六・〇〇　二・〇〇　〃

生第一七六六号　光配合肥料四号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
八・〇〇　八・〇〇　七・〇〇　三・〇〇　〃

生第一七六七号　北海道標準配合肥料ビート第二号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
四・〇〇　一・一五　一・〇〇　四・四七　〃

生第一七六八号　一六・〇水溶性マンガン肥料
水溶性マンガン
一六・〇　〃

生第一七六九号　和歌山県標準配合肥料稻第一号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
一〇・〇〇　九・五五　四・五五　二・二四

生第一七七〇号　和歌山県標準配合肥料稻第二号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
六・六〇　六・〇五　六・六〇　七・〇五　〃

生第一七七一号　和歌山県標準配合肥料稻第三号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
六・七〇　四・〇〇　五・四〇　四・四四　〃

生第一七七二号　和歌山県標準配合肥料稻第四号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
八・〇二　六・〇〇　四・八〇　二・二三　〃

生第一七七三号　和歌山県標準配合肥料稻第五号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
六・〇〇　二・五〇　三・〇〇　七・〇五　〃

生第一七七四号　和歌山県標準配合肥料苗代第一号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
八・〇〇　六・〇〇　五・四〇　四・五四　〃

生第一七七五号　和歌山県標準配合肥料麥第一号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
九・〇二　八・〇四　六・八〇　三・七四　〃

生第一七七六号　和歌山県標準配合肥料麥第二号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
八・〇五　七・五六　四・五五　四・四八　〃

生第一七七七号　和歌山県標準配合肥料麥第三号
窒素全量　内アンモニア性窒素　燐酸全量　内可溶性燐酸　加里全量　内水溶性加里
五・〇〇　四・八〇　六・〇〇　四・五八　〃

二　條　件
(一)契約期間　一年
(二)預入金額　一口一万円
(三)利　息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十一日から同年四月十日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	又は観光券一枚 五、五〇〇円	一〇本
二等	又は観光券一枚 三、〇〇〇円	二〇
三等	又は観光券一枚 八〇〇円	一〇〇
四等	又は観光券一枚 四三〇円	八七〇
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十九日
六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十八日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎**大蔵省告示第二百三十一号**
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第二回興信用金庫割増金附増築記念定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年二月七日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名　称　第二回興信用金庫割増金附増築記念定期預金
二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十一日から同年四月十日まで。
四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一〇本
二等	五〇〇	二〇
三等	一〇〇	五〇
四等	五	四五
五等	二〇	一、〇〇〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十八日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎**大蔵省告示第二百三十二号**
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第三回別府信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年二月七日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名　称　第三回別府信用金庫割増金附平和定期預金
二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十一日から同年四月五日まで。
四　割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	五
二等	一〇〇	一〇
三等	五〇	二〇
四等	二〇	五〇
五等	一〇	一〇〇
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十八日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎**大蔵省告示第二百三十三号**
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、第八回割増金附福島市信用金庫幸運定期積金の細目を次のように定める。
昭和二十七年二月七日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名　称　第八回割増金附福島市信用金庫幸運定期積金
二　條　件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口三万六千円
(三)掛金の金額及び回数　三千円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
昭和二十七年二月十一日から同年四月十日まで。
抽せん権百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
(一)第一回抽せん		
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	一〇〇	二一
計		二四
(二)第二回抽せん		
一等	三、五〇〇円	八本
二等	一、〇〇〇	五
三等	二〇〇	八七
計		一〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年九月五日
第二回抽せん　昭和二十八年三月五日
六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎**農林省告示第四十三号**
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七條の規定により、昭和二十六年十月二十日附をもつて左の肥料を登録し、登録証を交付した。
昭和二十七年二月七日
農林大臣　広川　弘禪

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
生第一七五八号	徳用九号配合肥料	窒素全量 九・〇〇 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 八・〇〇 / 内可溶性燐酸 六・〇〇 / 内水溶性燐酸 四・〇〇	大垣市林町三丁目一九番地合名会社渡部商店　代表社員　渡部武一
生第一七五九号	興農配合肥料七号	窒素全量 五・二〇 / 内アンモニア性窒素 〇・八〇 / 燐酸全量 六・五〇 / 内可溶性燐酸 四・二〇 / 内水溶性燐酸 〇・七〇 / 加里全量 六・〇〇 / 内水溶性加里 〇・〇〇	都城市川東四六三〇番地　肥料株式会社　取締役社長　藤園太郎
生第一七六〇号	完全配合肥料麥印一号	窒素全量 八・〇〇 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 五・七〇 / 内可溶性燐酸 一・二〇 / 内水溶性燐酸 〇・八〇 / 加里全量 五・〇〇 / 内水溶性加里 四・〇〇	広島市仁保町大河二丁目一八番地　日本農産興発株式会社　取締役社長　森本積
生第一七六一号	完全配合肥料麥印二号	窒素全量 六・七五 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 四・六五 / 内可溶性燐酸 四・七〇 / 内水溶性燐酸 〇・五〇 / 加里全量 五・〇〇 / 内水溶性加里 五・〇〇	〃
生第一七六二号	完全配合肥料麥印三号	窒素全量 七・〇〇 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 六・〇〇 / 内可溶性燐酸 三・〇〇 / 内水溶性燐酸 〇・〇〇 / 加里全量 五・〇〇 / 内水溶性加里 五・〇〇	〃
生第一七六三号	光配合肥料一号	窒素全量 九・〇〇 / 内アンモニア性窒素 八・〇〇 / 燐酸全量 六・〇〇 / 内可溶性燐酸 三・〇〇 / 内水溶性燐酸 三・〇〇 / 加里全量 三・〇〇 / 内水溶性加里 三・〇〇	〃
生第一七六四号	光配合肥料二号	窒素全量 九・〇〇 / 内アンモニア性窒素 八・〇〇 / 燐酸全量 七・〇〇 / 内可溶性燐酸 六・〇〇 / 内水溶性燐酸 二・〇〇 / 加里全量 二・〇〇 / 内水溶性加里 二・〇〇	〃
生第一七六五号	光配合肥料三号	窒素全量 八・〇〇 / 内アンモニア性窒素 七・〇〇 / 燐酸全量 七・〇〇 / 内可溶性燐酸 六・〇〇 / 内水溶性燐酸 二・〇〇 / 加里全量 二・〇〇 / 内水溶性加里 二・〇〇	〃
生第一七六六号	光配合肥料四号	窒素全量 八・〇〇 / 内アンモニア性窒素 八・〇〇 / 燐酸全量 七・〇〇 / 内可溶性燐酸 五・〇〇 / 内水溶性燐酸 三・〇〇 / 加里全量 三・〇〇 / 内水溶性加里 三・〇〇	〃
生第一七六七号	北海道標準配合肥料ビート第二号	窒素全量 一・一五 / 内アンモニア性窒素 一・〇〇 / 燐酸全量 四・〇〇 / 内可溶性燐酸 四・四七 / 内水溶性燐酸 一・〇五 / 加里全量 四・〇〇 / 内水溶性加里 四・〇〇	東京都中央区日本橋本町一丁目二番地　日産化学工業株式会社　取締役社長　末松鳳平
生第一七六八号	一六・〇水溶性マンガン肥料	水溶性マンガン 一六・〇	〃
生第一七六九号	和歌山県標準配合肥料稻第一号	窒素全量 一〇・〇〇 / 内アンモニア性窒素 九・五五 / 燐酸全量 四・五五 / 内可溶性燐酸 五・五五 / 内水溶性燐酸 二・二四 / 加里全量 二・二四 / 内水溶性加里 二・二四	東京都中央区京橋三丁目二番地　ノ四四　片倉肥料株式会社　代表取締役　鷲見保佑
生第一七七〇号	和歌山県標準配合肥料稻第二号	窒素全量 六・六〇 / 内アンモニア性窒素 六・〇五 / 燐酸全量 六・六〇 / 内可溶性燐酸 七・五〇 / 内水溶性燐酸 七・〇〇 / 加里全量 七・〇〇 / 内水溶性加里 七・〇〇	〃
生第一七七一号	和歌山県標準配合肥料稻第三号	窒素全量 六・七〇 / 内アンモニア性窒素 四・〇〇 / 燐酸全量 五・四〇 / 内可溶性燐酸 四・四〇 / 内水溶性燐酸 〇・〇〇 / 加里全量 五・〇〇 / 内水溶性加里 五・〇〇	〃
生第一七七二号	和歌山県標準配合肥料稻第四号	窒素全量 八・〇二 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 四・八〇 / 内可溶性燐酸 三・四〇 / 内水溶性燐酸 二・七五 / 加里全量 二・二〇 / 内水溶性加里 二・二〇	〃
生第一七七三号	和歌山県標準配合肥料稻第五号	窒素全量 六・〇〇 / 内アンモニア性窒素 二・五〇 / 燐酸全量 五・〇〇 / 内可溶性燐酸 三・五〇 / 内水溶性燐酸 二・五〇 / 加里全量 七・〇〇 / 内水溶性加里 七・〇〇	〃
生第一七七四号	和歌山県標準配合肥料苗代第一号	窒素全量 八・〇〇 / 内アンモニア性窒素 六・〇〇 / 燐酸全量 五・四〇 / 内可溶性燐酸 五・四〇 / 内水溶性燐酸 三・〇〇 / 加里全量 四・八〇 / 内水溶性加里 四・八〇	〃
生第一七七五号	和歌山県標準配合肥料麥第一号	窒素全量 九・〇二 / 内アンモニア性窒素 八・〇〇 / 燐酸全量 四・六〇 / 内可溶性燐酸 三・七〇 / 内水溶性燐酸 四・八〇 / 加里全量 四・八〇 / 内水溶性加里 四・八〇	〃
生第一七七六号	和歌山県標準配合肥料麥第二号	窒素全量 八・〇五 / 内アンモニア性窒素 七・五六 / 燐酸全量 四・五五 / 内可溶性燐酸 四・五五 / 内水溶性燐酸 四・四八 / 加里全量 四・四八 / 内水溶性加里 四・四八	〃
生第一七七七号	和歌山県標準配合肥料麥第三号	窒素全量 五・〇〇 / 内アンモニア性窒素 四・八〇 / 燐酸全量 六・〇〇 / 内可溶性燐酸 七・〇〇 / 内水溶性燐酸 四・五八 / 加里全量 四・五八 / 内水溶性加里 四・五八	〃

昭27.2.7. 第7523号

生第一七七八号 和歌山県標準配合肥料柑橘第一号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 七・五 四・〇〇 一・五 四・八 四・四 一・五 四・三 〃

生第一七七九号 和歌山県標準配合肥料柑橘第二号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・六 五・七 四・五 三・三 四・四 一・二 五・八 〃

生第一七八〇号 和歌山県標準配合肥料柑橘第三号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 八・〇 七・二 三・三 四・七 〃

生第一七八一号 和歌山県標準配合肥料柑橘第四号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 三・〇 〃

生第一七八二号 和歌山県標準配合肥料桑第一号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 一・〇 三・〇 二・五 四・五 〃

生第一七八三号 ダイヤエヌ配合肥料一二八号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・二 四・〇 三・〇 七・二 七・七 〃 東京都千代田区神田富山町二番地 日東化学工業株式会社 取締役社長 藤山愛一郎

生第一七八四号 ダイヤエヌ配合肥料一二九号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・六 七・二 四・〇 七・七 〃

生第一七八五号 ダイヤエヌ配合肥料一三〇号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 六・八 四・〇 三・九 七・七 〃

生第一七八六号 ダイヤエヌ配合肥料一三一号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 七・五 四・〇 一・五 四・四 〃

生第一七八七号 ダイヤエヌ配合肥料一三二号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・四 七・五 五・三 六・六 〃

生第一七八八号 ダイヤエヌ配合肥料一三三号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 三・八 二・六 三・八 〃

生第一七八九号 ダイヤエヌ配合肥料一三四号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 九・一 五・四 四・四 〃

生第一七九〇号 ダイヤエヌ配合肥料一三五号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 四・八 三・九 三・三 〃

生第一七九一号 ダイヤエヌ配合肥料一三六号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・二 四・〇 三・〇 七・七 〃

生第一七九二号 ダイヤエヌ配合肥料一三七号 窒素全量 内アンモニア性窒素 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 四・五 五・六 六・一 五・五 〃

生第一七九三号 川口二五水溶性マンガン肥料 二五・〇 水溶性マンガン 東京都千代田区神田多町一丁目五番地 川口化学工業株式会社 取締役社長 山田芳太郎

生第一七九四号 東圧液肥アンモニア一号 一七・〇 アンモニア性窒素 東京都中央区日本橋室町二丁目一番地 東洋高圧工業株式会社 取締役社長 石毛郁治

生第一七九五号 東圧液肥アンモニア二号 二〇・〇 〃

登録番号 肥料の名称 保証成分量(%) 輸入業者の氏名又は名称及び住所

輸第一四五号 四九硫酸加里 四九・〇 水溶性加里 大阪市東区北浜五丁目二二番地 日本建設産業株式会社 取締役社長 田路舜哉

◉農林省告示第四十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七條の規定により、昭和二十六年十一月一日附をもつて左の肥料を登録し、登録証を交付した。

昭和二十七年二月七日

農林大臣 広川弘禪

生第一七九六号 殖産九八配合肥料 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・五 九・二 八・〇 六・四 〃 福島県石城郡小名浜町字高山三四番地 福島物産株式会社 取締役社長 荘野精二郎

生第一七九七号 まる協五号配合肥料 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 五・〇 二・〇 一・〇 一・〇 〃 愛媛県新居浜市甲一四二五番地 株式会社明星商店 取締役社長 明星重三

生第一七九八号 さかえ配合肥料 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・〇 七・〇 六・〇 三・〇 〃 京都市下京区九條柳ノ内町四二番地 窒燐加肥料工業株式会社 代表取締役 西口卯三郎

生第一七九九号 くれない配合肥料 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・〇 七・〇 六・〇 三・〇 〃

生第一八〇〇号 奈良県標準配合肥料麦第一号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 六・〇 五・一 七・〇 四・〇 〃

生第一八〇一号 奈良県標準配合肥料麦第二号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 五・五 九・〇 六・五 四・五 〃

生第一八〇二号 鳥取県標準配合肥料麦第四号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 一・〇 八・〇 〇・三 六・〇 〃

生第一八〇三号 神島一九磷成肥 一九・〇 枸溶性燐酸 大阪市北区堂島北町二〇番地 神島化学工業株式会社 取締役社長 宮部潤

生第一八〇四号 ゆたか配合肥料八号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・〇 七・五 三・〇 〃 尼崎市西松島町一一番地 国産特殊肥料株式会社 代表取締役 東野和吉

生第一八〇五号 完全配合九重六号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 六・〇 七・〇 九・〇 五・〇 〃 加古川市別府町別府三四六番地 株式会社多木製肥所 取締役社長 多木三良

生第一八〇六号 みのり完全配合肥料三号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・〇 六・〇 三・〇 五・〇 〃 大阪市東成区深江東六丁目一四番地 中村演吉

生第一八〇七号 みのり完全配合肥料特号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 九・〇 二・〇 二・〇 三・五 〃

生第一八〇八号 配合農産肥料八号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 八・〇 七・〇 四・〇 三・〇 五・〇 〃 西宮市高座町九二番地 辻久次郎

生第一八〇九号 一〇・〇水溶性マンガン肥料 一〇・〇 水溶性マンガン 東京都品川区南品川五丁目一四七番地 取締役社長 杉林黒鉛満俺株式会社 杉林健治郎

生第一八一〇号 三要素配合肥料一号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 七・〇 四・〇 五・〇 四・〇 〃 東京都立川市錦町一丁目七〇番地 山大株式会社 代表取締役 鈴木商店 鈴木貞三

生第一八一一号 三要素配合肥料二号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 六・〇 四・〇 八・〇 七・〇 三・〇 〃

生第一八一二号 三要素配合肥料三号 窒素全量 内アンモニア性窒素 燐酸全量 内可溶性燐酸 内水溶性燐酸 加里全量 内水溶性加里 五・〇 四・〇 九・〇 六・〇 三・〇 〃

第7523号

生第一八一号　一豊号総配合肥料

生第一八二号　三合北号肥料海鳥糞類似物

生第一八三号　第合北一肥料海鳥糞類似物

生第一八四号　第合北二肥料海鳥糞類似物

生第一八五号　一合北号肥料海鳥糞類似物

生第一八六号　二合北号肥料海鳥糞類似物

生第一八七号　三合北号肥料海鳥糞類似物

生第一八八号　四合北号肥料海鳥糞類似物

生第一八九号　一合北号肥料海鳥糞類似物

生第一九〇号　二合北号肥料海鳥糞類似物

登録番号	肥料の名称	保証成分量
第一四六号	粕五・四・稲麦油	加燐窒素 全窒素 全燐酸 全加里
第一四七号	蒸製骨粉一号	燐窒素 全燐酸 全加里
第一四八号	四八硫酸加里	水溶性加里
第一四九号	四八硫酸加里	水溶性加里
第一五〇号	三合北号肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五一号	一合北号肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五二号	一日号蒸製骨粉	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五三号	第合北一肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五四号	第合北二肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五五号	一日号蒸製骨粉	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五六号	二日号蒸製骨粉	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五七号	三合北号肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五八号	四合北号肥料海鳥糞類似物	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一五九号	一豊号総配合肥料	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素
第一六〇号	二豊号総配合肥料	加里 内燐酸 内窒素 水溶性加里 内可溶性燐酸 全窒素

◎通商産業省告示第二十八号

昭和二十七年二月七日

コークス販売月報および消費者向コークス販売月報に関する件の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月七日

通商産業大臣　高橋龍太郎

昭27・2・7

指定番号

指定統計第27号様式資—211

コークス販売月報

（昭和　年　月分）

提出先 通商産業局名

単位：トン

Ⅰ 受拂実績

品種別＼項目	前月末貯がい	受入 直受入 管内	受入 直受入 管外	受入 転入 管内	受入 転入 管外	受入 品種振替	受入 計	拂出 輸出	拂出 管内 消費者向	拂出 管内 販売業者向	拂出 管外	拂出 計	過欠斤	本月末貯がい
製鉄用														
い物用														
塊														
小塊														
粉														
計														
備考														

Ⅱ 管外受入および管外向拂出の通商産業局別内訳

項目＼通産局名			札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	四国	福岡	計
受入	直受	製鉄用									
		い物用									
		塊									
		小塊									
		粉									
		計									
	転入										
拂出											

Ⅲ 管内消費者向直売分の産業別内訳

品種別＼項目			番号	製鉄用	い物用	塊	小塊	粉	計	備考
製造業	化学工業	硫安製造業	1							
		ソーダ工業	2							
		カーバイト製造業	3							
		石灰窒素製造業	4							
		その他	5							
	ガラスおよび土石製品製造業	石灰製造業	6							
		その他	7							
	第一次金属製造業	鉄鋼業	8							
		非鉄金属製錬業 非鉄金属工業	9							
	金属製品製造業、機械製造業および輸送用設備製造業		10							
	その他の製造業		11							
その他の産業	日本国有鉄道業		12							
	暖ちゅう房および浴場		13							
	その他		14							
輸出	国向		15							
	国向		16							
合計										

誓約：本報告書は、完全かつ正確であります。

昭和　年　月　日提出　　所在地

署名およびないつ印　　会社名

署名者の職名　　営業所名または工場名

指定統計第27号様式第—211

ユークス消費月報

（昭和　年　月分）

業種

単位：トン

Ⅰ 受 拂 実 績

品種・別 / 項目	製鉄用	い物用	塊	小塊	粉	計
前月繰越						
受入						
拂出 自家消費						
拂出 その他						
拂出 計						
過欠						
翌月繰越						
維持日数						

Ⅰ 自家消費内訳

	溶鉱炉用	い物用	るつぼ用	製鉄用	カーバイト用	ガス化用 水生ガス用	ガス化用 発生炉用	加熱炉用	暖とうゆ、房用	その他	計

Ⅱ 受 入 内 訳

販売業者所在地	販売業者名	品種別	数量	購入価格 トン当り平均価格・(円)	受入條件	備考

主要生産品名

誓約：本報告書は、完全かつ正確であります。

昭和　年　月　日提出　所在地

署名および印　会社名

署名者の職名　工場名

◉通商産業省告示第二十九号

工業化試験補助金交付規程（昭和二十六年二月通商産業省告示第三十一号）第三條第二項の規定に基き、昭和二十七年度の申請書の提出期限を次のように定める。

昭和二十七年二月七日　通商産業大臣　高橋龍太郎

昭和二十七年度の工業化試験補助金交付申請書の提出期限は、昭和二十七年三月三十一日とする。

◉通商産業省告示第三十号

鉱工業技術研究補助金、自転車工業研究補助金および小型自動車工業研究補助金交付規程（昭和二十六年二月通商産業省告示第三十二号）第三條第二項の規定に基き、昭和二十七年度の申請書の提出期限を次のように定める。

昭和二十七年二月七日　通商産業大臣　高橋龍太郎

昭和二十七年度の鉱工業技術研究補助金交付申請書、自転車工業研究補助金交付申請書および小型自動車工業研究補助金交付申請書の提出期限は、昭和二十七年三月三十一日とする。

◉運輸省告示第三十五号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年二月七日　運輸大臣　村上　義一

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改訂に伴う大都市内における運賃の実施について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百四十一号

昭和二十六年十二月十五日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改訂に伴う大都市内における運賃の実施について

昭和二十六年十二月五日附、自旅第一五八八号をもつて諮問にかかる、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改訂に伴う大都市内における運賃の実施については、十二月十四日運輸審議会会議室において聴問会を開催し、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市の各交通局関係者の陳述を聴き、慎重に審議した結果、京都市における市内均一制運賃については、他の運輸機関との輸送調整上更に考究することとし東京都、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市の各都市について、次のとおり答申する。

主　文

一　一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改訂に伴う大都市内における運賃の実施については、次のとおり、措置することが、適当であると認める。

一　区間制運賃による乗車区間の最初の一区間については、これを十五円とし、その後の区間については、一区間を増すごとに十円を加算する。但し大阪市については、十五円均一の地帯制運賃とする。

二　前号の運賃区界の設定については、対粁運賃による運賃計算方法を適用すること。

理　由

一　大都市内における交通需給の特殊性を勘案すれば、基準賃率の引上げに伴い原則的な十円区間制を実施するときは、利用客に対し著しく負担の均衡を失する運賃額が設定せられる場合が多いので、主文のような算定方法による運賃を実施せしめることが適当であると認められる。これを聴問会における陳述及び提出せられた各種資料に基き、各都市別の輸送実績から検討すれば、次のとおりである。

(a)　東京都においては、現行の区間粁は平均四・七七粁、五円区間を除く他の区間の乗客一人当り平均乗車粁に四・二五粁である。又全乗客の区間別乗車比率は、一区乗車の旅客は全体の七三%、二区乗車の旅客は一九・八%で残余が三区以上の乗客である。更に一区乗車の旅客の実際乗車の平均距離は三・九八粁の実績である。基準賃率によつて十円区間制を設定するときは、区間粁の平均は三・八四六粁に短縮せられるから、以上の実績及び従来運賃区界の設定が輸送需要上、重要な地点を選定していること等によつて、乗客の大部分を占める一区乗客の過半数は従来の倍額運賃となり、旅客運賃に含まれる発着諸経費及び運転経費の増加比率等の点から見て乗客に対し著しく負担の均衡を失することとなる。

これを諮問による算定方法の運賃とするときは、乗車区間の最初の一区間は平均五・五粁となり、十円区間制を設定した場合の二区間乗客の値上率は著しく緩和せられ、更に現行区間制による乗客については、二区乗車の旅客の内二五%が従来の運賃二十円から十五円に引下げとなり、残り七五%が二割五分の値上げとなるにとどまる。二区間以上の乗客についても、その値上率は全般的に遠距離逓減となる。

(b)　横浜市においては現行の区間粁は、平均四・八三五粁、乗客一人当り平均乗車粁は五・一三七粁である。又全乗客の区間別乗車比率は一区乗車の旅客が全体の八三・三%の実績である。

これを諮問による算定方法の運賃とするときは、乗車区間の最初の一区は平均五・八七二粁となり、現行区間制による乗客について見れば、二区間乗車の旅客の内三九%が現行運賃二十円から十五円に引き下げられ、六一%が二割五分の値上げとなるにとどまる。二区間以上の乗車の旅客についても、その値上げ率は遠距離逓減となつて、全般的に均衡のとれた運賃となる。

(c)　名古屋市においては、現行の区間粁は平均四・五八八粁、乗客一人当り平均乗車粁は五・六七七粁である。又全乗客の区間別乗車比率は、一区乗車の旅客は全体の八五・二%の実績である。

これを諮問の算定方法による運賃とするときは、乗車区間の最初の一区は平均五・六七七粁となり、現行区間制の乗客について見れば、二区間乗車の旅客の内、四五%が現行運賃二十円から十五円に引き下げられ、残り五五%が二割五分の値上げとなるにとどまる。二区間以上の乗車の旅客についてもその値上げ率は遠距離逓減となつて、全般的に均衡のとれた運賃となる。

(d)　大阪市においては、現行の区間粁は平均四・八〇七粁、乗客一人当り平均乗車粁は五・一一〇粁である。又全乗客の区間別乗車比率を見ると一区乗車の旅客は全体の七四・二%の実績である。

これを十五円均一の地帯制運賃によると、均一地帯の乗車区間の平均は六・七五四粁となり、現行区間制の乗客について見れば、二区間乗車の旅客の内七〇%が現行運賃二十円から十五円に引下げとなり、残り三〇%が二割五分の値上げとなるにとどまる。更に現行三区間乗車の旅客は運賃据置きとなる。

(e)　神戸市においては現行の区間粁は、平均五・〇九五粁、乗客一人当り平均乗車粁は五・四八七粁である。又全乗客の区間別乗車比率を見ると一区乗車の旅客は全体の七四%の実績である。これを諮問の算定方法による運賃とするときは、乗車区間の最初の一区は平均六・四四八粁となり、現行区間制乗客について見れば二区間乗車の旅客の内四〇%が現行運賃二十円から十五円に引下げられ、残り六〇%が二割五分の値上げとなるにとどまる。二区間以上の乗客についてもその値上率は逓減され負担の均衡のとれた運賃となる。

二　普通定期乗車券又はこれに代わる普通回数乗車券を設定して一区乗車の旅客に対する値上げの影響を緩和することが適当と認められる。

三　各都市における公営の自動車運送事業について、二十五年度収支を検討するに、各都市共に事業費決算において赤字を示し、建設改良等の経費についてはこれを大部分他の事業による補塡を必要としている。

最近の人件費の膨脹及び一般物価騰貴による支出の増加等から考え、今回の値上げをもつてしてもなお相当の不足を来すものと認められるのであつて今後各都市共に経営の合理化に更に一層の努力が要請せられるものと認める。

◉運輸省告示第三十六号

航海の制限等に関する件第一條及び第三條の規定に依る航海の制限、出入港の手続等に関する件等の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月七日　運輸大臣　村上　義一

航海の制限等に関する件第一條及び第三條の規定に依る航海の制限、出入港の手続等に関する件（昭和二十年十二月運輸省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

航海の制限等に関する件第一條及び第三條の規定による航海の制限に関する件（昭和二十一年六月運輸省告示第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

航海の制限等に関する件第三條の規定による乗組員が日本人である船舶の旗の掲揚に関する件（昭和二十四年二月運輸省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

◉郵政省告示第二十九号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三條の規定に基き、昭和二十七年二月十一日から次の様式の五十五円、七十五円、八十円、八十五円、百二十五円及び百六十円通常郵便切手を発行する。

昭和二十七年二月七日

郵政大臣　佐藤　栄作

様式

意匠　飛行機と山岳

刷色　五十五円　紺青色
七十五円　紅樺色
八十円　濃赤紫色
八十五円　暗灰色
百二十五円　黄褐色
百六十円　暗青緑色

印面寸法　縦二二・五ミリ　横四〇ミリ

金額は各相当額を表示する。

◉電気通信省告示第三十七号

次の船舶託送発受所を下記の日から設置した。

昭和二十七年二月七日

名称	位置	呼出符号	電報伝送上の名称	設置年月日
第三和歌丸託送発受所	上野青郎所属第三和歌丸	JNRH	ウエノ ダイサ ソワカマル	昭和二七、一、八
第一彌満登丸託送発受所	旭漁業株式会社所属第一彌満登丸	JRCP	アサヒ ダイイ チヤマトマル	二六、一二、二
やまづき託送発受所	第九管区海上保安本部所属やまづき	JHMV	ヤマヅキ	二六、一二、一
きそ託送発受所	第九管区海上保安本部所属きそ	JPYL	キソ	同
第七櫻々丸託送発受所	久村馬五郎所属第七櫻々丸	JNFM	ヒサムラ シチスズマル	ダイ二七、一、一〇

昭和二十六年産米供出完遂及び超過供出奨励金の支拂に関する決議案（竹村奈良一外二十二名提出）

◉議案送付　二月五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

◉緊急質問提出　二月五日提出した緊急質問は次の通りである。

防衛対策に関する緊急質問（鈴木義男提出）

◉叙任及び辞令

◉昭和二十七年二月五日

久武　猛彦

衆議院常任委員会調査員に任命する

常任委員会調査員久武　猛彦

厚生委員会勤務を命ずる（二月五日）

○参議院

◉議事日程　二月六日の議事日程は左の通り。

議事日程　第十号

昭和二十七年二月六日（水曜日）

午前十時開議

第一　両院法規委員辞任の件

◉議案提出　二月五日内閣から左の議案を提出した。

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

◉議案受領　二月五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

◉議案付託　二月五日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案（閣法第四号）　法務委員会に付託

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月四日

従六位　清水　定雄

正六位に叙する

清水　定雄

勲六等に叙し瑞宝章を授ける

中島禎次郎

従七位に叙する

中島禎次郎

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年一月三十一日

従五位　岡田　典一

正五位に叙する

岡田　典一

故総理府事務官従五位岡田典一特旨を以て位一級追陞せられる（二月四日）

人事院事務総局給與局長　滝本　忠男
人事院事務総局法制局長　岡部　史郎
国家地方警察本部総務部会計課長　三輪　良雄
厚生大臣官房統計調査部長　曽田　長宗

（各通）厚生省医務局次長　高田　浩運
引揚援護庁次長　田辺　繁雄
中小企業庁振興部長　松尾　金蔵
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長　細田　吉蔵
運輸省鉄道監督局民営鉄道部長　山内　公猷
運輸省自動車局整備部長　中村　俊夫

第十三回国会政府委員を命ずる（二月五日）

○総理府

総理府事務官　岡田　典一

十二級六号俸を昇叙する（一月三十一日）

同　石井　一

科学技術行政協議会事務局総務課に兼ねて勤務を命ずる（二月一日）

○大蔵省

◉昭和二十七年二月一日

高柳　忠夫

大蔵事務官に任命する

大蔵事務官　山口　菊夫

願に依り本官を免ずる（二十六年十二月十五日）

農林事務官　幸田　午六

社寺境内地処分中央審査会委員を命ずる

同　臼井　俊郎

社寺境内地処分中央審査会幹事を命ずる

同　奥原日出男

社寺境内地処分中央審査会幹事を免ずる（以上二月十一日）

大蔵事務官　岩崎　久

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

同　江藤　誠一

大臣官房勤務を命ずる

同　今泉　一郎

大臣官房秘書課勤務を命ずる

同　高柳　忠夫

主計局勤務を命ずる

（各通）同　堀込　聰夫
同　平井　廸郎
理財局勤務を命ずる
同　藤井　達也
管財局勤務を命ずる

同　木野　晴夫

銀行局検査部勤務を命ずる

金融検査官を命ずる

同　岸本　一郎

兼ねて北海道財務局長心得を命ずる

同　境　浩

近畿財務局和歌山財務部長を命ずる

同　石井沢二郎

四国財務局高知財務部長を命ずる

同　永野　長

北九州財務局佐賀財務部長を命ずる

同　酒井　重一

北九州財務局長崎財務部長を命ずる

同　木下　秀一

願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

○文部省

文部教官　隅谷三喜男

インドネシア国へ出張を命ずる（二十六年十二月四日）

同　麻生　磯次

東京大学評議員を免ずる（二十六年十二月十四日）

同　猿田南海雄

九州大学助教授を免ずる（二十六年十二月十五日）

同　浜口　隆一

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

同　和田　義正

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（以上一月一日）

同　城戸　又一

東京大学新聞研究所長事務代理を免ずる（一月三日）

同　渡辺平三郎

愛知学芸大学附属岡崎小学校長事務代理を免ずる（一月七日）

同　古田　良一

東北大学文学部長事務代理を免ずる

同　木村　健康

東京大学評議員を命ずる（以上一月十日）

同　貴家　寛而

東北大学助教授に補する

同　吉田　英二

群馬大学前橋医科大学助教授に補する（以上一月十六日）

同　関　宦市

（各通）

同　鎌田　義文

願により本官を免ずる（一月三十一日）

文部事務官　小林　喜夫

鳥取大学附属図書館事務長を命ずる（二月一日）

○特許庁

（各通）

通商産業技官　岡藤八

同　佐野　達二

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（一月一日）

通商産業事務官　福村万亀雄

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（一月十六日）

同　荒居　辰雄

総務部工業所有権制度改正調査審議室長を命ずる

同　室田　秀則

総務部工業所有権制度改正調査審議室長兼務を免ずる（以上二月一日）

通商産業省公告

○公示送達

山梨県北都留郡大月町大月五一番地　今山　壮一

右の者に送達する昭和二十六年六月十二日附昭和二十五年特許願第八二七八号拒絶査定謄本

東京都新宿区戸塚町二ノ八二番地　武島　高

右の者に送達する昭和二十六年五月二十八日附昭和二十六年特許願第一八四二号拒絶査定謄本

東京都板橋区成増米国軍人宿舎グラントハイツ四五六号のC　ハロルドアールウィートマン

右の者に送達する昭和二十六年五月十一日附昭和二十五年特許願第七七六号拒絶査定謄本

京都市下京区八條二人司町二五番地奥田吉次郎方　射場　良治

右の者に送達する昭和二十六年八月九日附昭和二十六年特許願第三三九〇号意見書提出方通知書

大阪市南区西櫓町八番地　北尾　文雄

右の者に送達する昭和二十六年八月二十九日附昭和二十五年特許願第八二三二七号意見書提出方通知書

東京都大田区羽田本町三九五番地中央化学薬品寮内　山添　要

右の者に送達する昭和二十六年十月三日附昭和二十五年特許願第一二九九号意見書提出方通知書

右の書類は何時でも送達を受けるべき者にこれを交付する。

右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十七年二月七日

特許庁

東京都豊島区巣鴨五丁目一〇〇五番地　鈴木　一史

右の者に送達する昭和二十六年五月十一日附昭和二十五年実用新案登録願第二一四六二号拒絶査定謄本

東京都港区芝田村町六丁目七番地須賀工業株式会社東京支店内　江頭　民雄

右の者に送達する昭和二十六年五月二十五日附昭和二十五年実用新案登録願第一三五七六号拒絶査定謄本

岐阜県大垣市久瀬川町六丁目二八番地　安藤　昌夫

右の者に送達する昭和二十六年六月十四日附昭和二十五年実用新案登録願第一八一六号拒絶査定謄本

福岡県遠賀郡岡垣村大字手野一一二九番地　太田　孝

右の者に送達する昭和二十六年六月二十一日附昭和二十五年実用新案登録願第一八六六号拒絶査定謄本

東京都品川区大井元芝町八五〇番地　鶴非　五郎

右の者に送達する昭和二十六年五月二十四日附昭和二十六年特許願第一三一一五五号登録査定謄本

尼崎市杭瀬西一四尼崎松岡方　勝治

右の者に送達する昭和二十六年五月三十一日附昭和二十五年実用新案登録願第三八七五号登録査定謄本

熊本市横手町一三〇九　林　葉次郎

月三十日附昭和二十六年五月二十四日附新案登録願第一二六九九号登録査定謄本

島根県松江市雑賀町四三二ノ一番地　園山　孝夫

右の者に送達する昭和二十六年八月二十四日附昭和二十四年実用新案登録願第一九八四〇号登録査定謄本

藤沢市鵠沼六七一一番地　斎藤　勝

右の者に送達する昭和二十六年九月二十九日附昭和二十五年実用新案登録願第一八〇六号登録査定謄本

東京都杉並区上高井戸三丁目七五六番地　鈴木　寮夫

右の者に送達する昭和二十六年七月二十日附昭和二十五年実用新案登録願第九〇九八号訂正書差出方通知書

福井市水越町湯同寮内　松田　義雄

右の者に送達する昭和二十六年八月十五日附昭和二十六年実用新案登録願第六六五六号意見書提出方通知書

東京都豊島区池袋二丁目八七三番地日本ゲーム株式会社内　宇賀神行一

右の者に送達する昭和二十六年八月二十九日附昭和二十五年実用新案登録願第一七六四一号意見書提出方通知書

石川県金沢市博労町八〇番地　沢辺　勇

右の者に送達する昭和二十六年八月三十一日附昭和二十五年実用新案登録願第一六四二二号意見書提出方通知書

東京都南多摩郡横山村舘一五五番地　岩崎　信義

右の者に送達する昭和二十六年九月八日附昭和二十五年実用新案登録願第一九九四六号意見書提出方通知書

右同

右の者に送達する昭和二十六年九月八日附昭和二十五年実用新案登録願第一九九四七号意見書提出方通知書

東京都世田ヶ谷区東玉川町八二番地星野広次郎方　岩元　為夫

右の者に送達する昭和二十六年九月十九日附昭和二十五年実用新案登録願第二三七四七号意見書提出方通知書

大阪市南区西櫓町八番地　北尾　文雄

右の者に送達する昭和二十六年八月二十三日附昭和二十六年特許願第二一二九八号意見書提出方通知書

右の者に送達する昭和二十六年九月十三日附昭和二十五年実用新案登録願第一二三九八号意見書提出方通知書

東京都江東区深川高橋三ノ一五　藤城　清一

右の者に送達する昭和二十六年九月二十五日附昭和二十五年実用新案登録願第二一八二三号意見書提出方通知書

香川県三豊郡伊吹村九八九番地　富山　哲臣

右の者に送達する昭和二十六年九月十八日附昭和二十六年実用新案登録願第二二九一号意見書提出方通知書

右の書類は何時でも送達を受けるべき者にこれを交付する。

右実用新案法施行規則第七條により準用する特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭和二十七年二月七日

特許庁

東京都目黒区洗足一四三八　菅原

右の者に送達する昭和二十六年三月十三日附昭和二十三年商標登録願第三七〇四号拒絶査定謄本

東京都中央区日本橋蠣殻町一ノ五、日本経済協議会内　沖邑　亀吉

右の者に送達する昭和二十六年六月二十日附昭和二十五年商標登録願第三七六三号拒絶査定謄本

東京都中央区日本橋横山町一〇　サニライフ簞笥株式会社

右の者に送達する昭和二十六年五月三十日附昭和二十三年商標登録願第一六二八九号拒絶査定謄本

右同

右の者に送達する昭和二十六年五月三十日附昭和二十三年商標登録願第一六二八六号拒絶査定謄本

東京都港区芝田村町五丁目六番地　渡辺円四郎

右の者に送達する昭和二十六年八月二十日附昭和二十五年商標登録願第四九二〇号拒絶査定謄本

昭27. 2. 7.　第7523号

東京都大田区田園調布三丁目六米山　周夫
六三番地
右の者に送達する昭和二十六年八月十日附昭和二十四年商標登録願第一五一七四号登録査定謄本
東京都台東区松永町二十九番地　ＣＭダダニー商会　ヨーテイロバーツ
右の者に送達する昭和二十五年商標登録
月三十一日附昭和二十六年五
願第二三九号登録査定謄本
東京都中央区日本橋江戸橋一丁目十五番地、東京商事株式会社　高橋　武志
内
右の者に送達する昭和二十六年五
月三十日附昭和二十四年商標登録願
第六二〇五号登録査定謄本
東京都中央区銀座西二丁目五番地、規格住宅ビル二階　岸本鹿四郎
右の者に送達する昭和二十六年八
月二十四日附昭和二十五年商標登録
願第二七五二九号意見書提出方通知書
東京都渋谷区代々木初台町四八四番地　鶴田　和夫
右の者に送達する昭和二十六年十
月二十五日附昭和二十六年商標登録
願第五三六六号意見書提出方通知書
東京都新宿区若葉町一ノ五ノ六　桑島　啓吉
右の者に送達する昭和二十六年九
月二十七日附昭和二十三年商標登録
願第一七七一一号意見書提出方通知書
東京都千代田区神田旅籠町二ノ九　株式会社民生社
右の者に送達する昭和二十六年九
月二十七日附昭和二十三年商標登録
願第一七一八九号意見書提出方通知書
大阪市福島区鷺洲中二丁目三五　山本　達雄
右の者に送達する昭和二十六年七
月二十日附昭和二十五年商標登録願
第二四一六七号訂正書差出方通知書
東京都豊島区駒込六丁目八二九　篠田　良夫
右の者に送達する昭和二十六年八
月三十日附昭和十六年商標登録願第
七九五五号訂正書差出方通知書
右の書類は何時でも送達を受けるべき者にこれを交付する。

右商標法施行規則第十六條により準用する特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。
昭和二十七年二月七日　特許庁

運輸省公告

○鉄道抵当権設定登録

昭和二十六年十二月十三日官報第七、四八〇号で公告した筑豊筑紫鉄道株式会社所有の鉄道財団に対し、抵当権設定を認可したが、当事者の申請により本年一月二十一日第一順位の鉄道抵当権設定を登録した。
右鉄道抵当法第三十六條により公告する。
昭和二十七年二月七日　運輸省

○証票無効

一、海上保安官の証
昭和二十六年三月二十九日交付第七五一号一冊
第六管区海上保安本部在勤
司法巡査　下高呂曙一名義の分
昭和二十六年十二月十九日紛失
一、海上保安官補の証
昭和二十六年九月十八日交付第四五号一冊
第五管区海上保安本部在勤
海上保安官補　鍋川仁一名義の分
昭和二十六年十二月二十五日紛失
右それぞれ届出があったから事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年二月七日　海上保安庁

裁判所公告　（●印は新料金）

○押收物還付公告

宇都宮家庭裁判所
左記押收物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十五年押第一六号（昭和二五一年少第一三二号窃盗保護事件）
一、中古自転車　一台
○同押第一〇七号（同少第五七二号傷害保護事件）
一、奥宿　一本

○昭和二十六年押第七号（同少第七〇六号窃盗保護事件）
一、金切り鋸　一丁
○同押第二七号（昭和二六年少第七二号窃盗保護事件）
一、クレゾール石鹸液　九本（内破損二本）
○同押第一六八号（同少第七一五号同）
一、スパナ　一丁
○同押第二三七号（同少第一〇一八号同）
一、現金　四十円（十円紙幣四枚）
○同押第二八五号（同少第一二三三号同）
一、日傘　一本
二、スカート　一枚
三、チャック付財布　一箇
○同押第三〇一号（同少第一三一二号同）
一、磁石片　一七箇
二、スピーカー用磁石　一箇
○同押第三〇八号（同少第一三四五号）
一、木箱入り六ボルトバッテリー　一箇
二、電線付感電竿　一本
○同押第三一四号（同少第一三八六号窃盗及び保護事件）
一、木綿風呂敷　一枚
○同押第三一七号（同少第一四〇四号遺失物横領保護事件）
一、腕時計（セイコウ社製八型十五石M四四一〇六号）　一箇
○同押第三三三号（同少第一四九四号窃盗保護事件）
一、革製バンド　一本
○同押第三六六号（同少第一六五二号同）
一、古木綿紬端切れ　一枚
広島家庭裁判所三次支部
左記押收物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第四十号（昭和二六年少第二四九号窃盗並に詐欺保護事件）
一、タオル　一枚
二、開襟シャツ　一枚

左記押收物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第八百十七号（昭和二六年少第八百十七号、同第八百十八号窃盗保護事件）
一、中古国防色夏軍服　一枚
二、〃　ラヤ作業ズボン　一〃
三、〃　空色作業ズボン　一〃
四、〃　サルマタ　一〃
五、白木綿シャツ　二〃
六、〃　ランニングシャツ　一〃
七、〃　女物肌着　一〃
八、〃　赤靴下　一足
九、〃　フンドシ　一枚
十、〃　赤ヒモ　一本
○同領第六十七号（同少第八百二十一号同）
一、ライター　一箇
二、靴ベラ　一本
三、色鉛筆　一本
四、人絹風呂敷　一枚
○昭和二十七年領第一号（昭和二七年少第九号同）
一、メリヤスシャツ　一枚
旭川家庭裁判所
左記物件について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第一二七号（昭和二六年少第一三〇〇号窃盗保護事件）
一、現金　二千九百二十一円
○同押第九五号（同少第一〇四二号同）
一、学生帽子　一箇
二、指輪　一箇

大分家庭裁判所中津支部
左記押收物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年領第六十五号（昭和二六年少第八百十七号、同第八百十八号窃盗保護事件）
一、中古国防色夏軍服　一枚
二、〃　ラヤ作業ズボン　一〃
三、〃　空色作業ズボン　一〃
四、〃　サルマタ　一〃
五、白木綿シャツ　二〃
六、〃　ランニングシャツ　一〃
七、〃　女物肌着　一〃
八、〃　赤靴下　一足
九、〃　フンドシ　一枚
十、〃　赤ヒモ　一本
○同領第六十七号（同少第八百二十一号同）
一、ライター　一箇
二、靴ベラ　一本
三、色鉛筆　一本
四、人絹風呂敷　一枚
○昭和二十七年領第一号（昭和二七年少第九号同）
一、メリヤスシャツ　一枚

ことになる。また不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年一月三十一日
高知家庭裁判所須崎支部

○除権判決

●昭和二十五年（ヘ）第一七号
大阪市西区富島町七番地　申立人　尾崎汽船株式会社
右代表者代表取締役　尾崎伊三郎
右代理人弁護士　西原　誠直　坂本　方一
同
別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年十一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十日
倉敷簡易裁判所　裁判官　高橋俊士

（別紙）　目　録
倉敷絹織株式会社株式十株券三十枚
一枚の額面　金五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　ゝ乙第四六九九号、第四六九八号、第四七四二号、第四七三七号、第四七四三号、第四七四六号、第四七五三号、第四七五五号、第四七五六号、自第四七五七号至第四七五八号、第四七五九号、第四七六〇号至第四七六一号、第四八八一号、第四八八二号、第四八八三号、第四八八四号、第四八八五号、第四八八六号、第四八八七号、第四八八八号、第四八八九号、第四八九七号、第四八九八号、第四八九九号、自第一〇〇〇六号至第一〇〇一〇号、自第一〇一一四号至第一〇一一八号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　大正十五年九月十日
最終株主　合名会社尼崎汽船部
倉敷絹織株式会社新株式十株券三十五枚
一枚の額面　金三十七円五十銭也
一株の拂込金　金三十七円也
記号番号　ゝ乙自第四三八一一五号至第一三八二七号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　ゝ波号昭和九年三月二十四日、ゝに号昭和十一年一月一日
最終株主　合名会社尼崎汽船部

倉敷絹織株式会社第二新株式一株券二枚
一枚の額面　金五十円也
一株の拂込金　金十二円五十銭也
記号番号　に丁第三九四二号、第三九四三号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　昭和十一年一月一日
最終株主　合名会社尼崎汽船部
倉敷絹織株式会社第二新株式十株券十四枚
一枚の額面　金五百円也
一株の拂込金　金十二円五十銭也
記号番号　に乙自第二五八九号至第二六〇二号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　昭和十一年一月一日
最終株主　合名会社尼崎汽船部
以上最終所持人　尼崎汽船株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第七号
長崎市江戸町四二番地　申立人　株式会社光富商店
右代表者代表取締役　光富喜之助
東京都中野区本町通六の二六、八
洲寮　申立人　堀　弘
明石市西本町四番地
松下ゑい家督相続人
神戸市垂水区西垂水町二〇九五番地　申立人　松下茂二郎
東京都中野区本町通六の二六、八
洲寮　申立人　岸本芳太郎
大阪府守口市橋波東之町一丁目二九番地　申立人　中島　米蔵
香川県高松市片原町二五番地
片山政吉家督相続人
片山政吉　申立人　片山　正広
右申立代理人　鴨井　幸男
別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年十一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十六日
倉敷簡易裁判所　裁判官　高橋俊士

（別紙）　目　録
株式会社光富商店の分
一、倉敷紡績株式会社株式五十株（十株券五枚）　金五百円也
記号及番号　り自第四二一一号至第四二一五号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　株式会社光富商店取締役　堀弘の分
一、倉敷紡績株式会社株式二十株（十株券二枚）　金五百円也
記号及番号　ぬ乙第一四八七号、同第一四八八号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　堀弘
松下ゑいの分
一、倉敷紡績株式会社株式五十株（十株券五枚）　金五百円也
記号及番号　ぬ乙自第三二七一号至第三二七五号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　松下ゑい
岸本芳太郎の分
一、倉敷紡績株式会社株式五十株（十株券五枚）　金五百円也
記号及番号　ぬ乙自第七四九八号至第七五〇二号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　中島米蔵
中島米蔵の分
一、倉敷紡績株式会社株式五十株（十株券五枚）　金五百円也
記号及番号　ぬ乙自第七四九八号至第七五〇二号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　岸本芳太郎

●昭和二十六年（ヘ）第七一号
岡山県児島郡郷内村福江　長田　豊
堺市浜寺昭和町三丁三五二番地　千葉　桂
同
片山政吉の分
一、倉敷紡績株式会社株式三十株
株券一枚(ロ)十株券一枚(ハ)一株券五枚
(ニ)一株券一枚(ホ)一株券一枚(ヘ)一株券三枚　金五十円也
株券額面　(イ)(ロ)金五百円也(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)
記号及番号　(イ)に乙第五四三号(ロ)へ乙第一六五六号(ハ)に丁第一七八七号、同第二六六五号、同第二六六六号、同第三二四六号、同第三二四七号(ニ)ろ丁第一八〇号(ホ)は丁第二三六七号(ヘ)無記号自第三七一〇号至第三七一二号
発行日　(イ)(ロ)大正九年十二月一日(ハ)大正十二年二月一日(ニ)大正七年七月二十五日(ホ)大正八年二月一日(ヘ)大正十一年二月一日
最終株主、所持人　長田豊

（別紙）　目　録
日本冶金工業株式会社
（東京都中央区日本橋通二の一）
発行日　昭和十九年一月二十五日
種類　五十株券二枚、一株五十円全額拂込一百株
記号番号　ろ乙自二〇〇五至二〇〇六
最終株主　千葉市亀井町一三五、古山春司郎

●昭和二十七年（ヘ）第四八号
長野県諏訪郡宮川村四五三番地　申立人　東亜窯天株式会社
右代表取締役　荒木　治
右代理人弁護士　河野　宗夫
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月三十一日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一　約束手形
但し番号　一通
複第五〇四号
額面金額　昭和　年　月　日
支拂期日
支拂場所
振出日　昭和　年　月　日
振出人　東京都中央区日本橋通二丁目四番地六、協和交易株式会社
名宛人　東亜窯天株式会社

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第二四二号
本籍高知県高岡郡大野見村奈路四六三番地、住所高知県高岡郡久礼町本町番地不詳　申立人　細川　兼興
本籍高知県高岡郡大野見村奈路四六三番地、最後の住所高知県高岡郡久礼町本町番地不詳　細川　政次
明治二十四年七月十日生
右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受ける

月二十五日(ホ)大正八年二月一日(ヘ)明治二十五年十一月二十五日
以上各株式の拂込金額　片山政吉
最終株主　全額拂込済
発行者　倉敷紡績株式会社

●昭和二十五年（ヘ）第三号
高知市城見町十番地　申立人　松岡　三男
別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年六月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十二日
高知簡易裁判所　裁判官　津野安道
（別紙）　目　録
一　送金小切手　二枚
額面金額　三万円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　九千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九三十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九四十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九五十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九六十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九七十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九八十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九九十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十〇号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十八号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九十九号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十一号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十二号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十三号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十四号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十五号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十六号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十七号
振出人　四国銀行下街支店
支拂銀行　富士銀行大阪支店
受取人　持参人拂
額面金額　三千六百円也
振出年月日　昭和二十五年七月十八日
番号　第五三九二十八号

昭27.2.7. 第7523号

●昭和二十六年(へ)第七四号
愛媛県今治市上宝来町 申立人 武内 定重
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
帝国人造絹糸株式会社株式五十株券四枚
株券額面 金二千五百円也
一株の拂込金 金三十七円五十銭也
記号番号 B第一一八四号、第一一八五号、第二一五九号、第二九七九号
最終株主 武内定重

●昭和二十六年(へ)第七五号
兵庫県佐用郡大広村末広二一四八番地 申立人 上谷 襲郎
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
大阪商船株式会社株式一百株券一枚
株券額面 金五千円
一株の拂込金 金五十円
記号番号 2C第四三七七四号
最終株主 上谷襲郎

●昭和二十六年(へ)第七六号
大阪市東成区東今里町三丁目五八番地 申立人 石川末太郎
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
光譜誤工業株式会社株式三百株
額面金額 (イ)一百株券二枚(ロ)五十株券二枚 但(イ)一万円(ロ)五千円
一株の拂込金額 (イ)(ロ)各五十円
記号番号 (イ)第一新第一一〇号及第一一一号(ロ)第第三九号及第四〇号
発行者 光譜誤工業株式会社
最終株主 (イ)岩永仁雄(ロ)末松次男
以上最終所持人 石川末太郎

●昭和二十六年(へ)七八号
東京都中央区日本橋江戸橋一丁目一五番地大阪商事株式会社東京支店内 申立人 西川 重一
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
大阪商船株式会社株式百株
一株の額面金額 金五十円全額拂込
記号番号 2C第八二三一三号
発行者 大阪商船株式会社取締役社長伊藤武雄
最終株主 南金太郎
株券最終所持人 大阪商事株式会社
取締役社長藤口庄太郎

●昭和二十六年(へ)第八〇号
大阪市都島区中野町二丁目九六番地 申立人 高畑 岸三
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
株式会社三和銀行株券百株券二通
記号番号 ほ第五八〇九二号、ほ第五八〇九三号
額面金額 金五千円
一株金額 金五十円
発行年月日 昭和二十三年十月一日
発行者 株式会社三和銀行取締役頭取渡辺忠雄
最終名義人 高畑岸三

●昭和二十六年(へ)第一六〇号
広島県御調郡向島東村 申立人 尾道織布株式会社
右代表取締役 高橋 善策
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月二十六日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月二十六日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目 録
小切手(持参人拂) 一通
金額 金九十万円也
小切手番号 第六〇二号
振出地 広島市
振出人 高工組合中央金庫広島支所
支所長大木光
振出日 昭和二十六年四月二十七日
支拂地 大阪市南区
支拂人 高工組合中央金庫大阪支所
依頼人 尾道織物工業協同組合
最終所持人 尾道織布株式会社代表取締役高橋善策

●昭和二十六年(へ)第二号
兵庫県川辺郡小浜村米谷字熊子ケ谷一番地の二 申立人 松本きま子
同所 同 同 松本一郎
同所 同 同 松本ふみ子
同所 同 同 松本みよ子
同所 同 同 松本 次郎
右四名未成年に付親権者 松本きま子
証券の表示
一、別紙表示の通り
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月二十六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十六日
阿倍野簡易裁判所
裁判官 小林繁作
(別紙) 目 録
平野撚糸株式会社株式一千三百株
額面 (イ)一株券(ロ)十株券
数量 (イ)一株券四十枚(ロ)十株券一百二十六枚
一枚の株券額面 (イ)金五十円也(ロ)金五百円也
一株の拂込金額 (イ)(ロ)各金五十円也
記号番号 (イ)第一号至イ第一三号、イ第八一号、イ第八二号、自イ第一二〇号至イ第一四三号、イ第一七六号(ロ)自ロ第一号至ロ第一一四号、自ロ第一七号至ロ第二二一号、ロ第三四四号
発行者 大阪市東住吉区平野泥堂町平野撚糸株式会社
最終株主 松本宗一

●昭和二十六年(へ)第四号
山口県玖珂郡柳井町二七九五 申立人 銭林 真治
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十一月二十一日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をなすものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十七日
尼崎簡易裁判所
(別紙) 目 録
大日本紡績株式会社株式二百株
但し、五十株券三枚十株券五枚
一株の額面金額 金五十円也全額拂込
記号番号 に第二三二一二号、に第四二八六号、に第一一二八一号、は第二三三三八、は第二三三三九、自は第四九九〇一至は第四九九〇三
最終株主 銭林真治
発行日 昭和十一年十一月二十五日
発行者 大日本紡績株式会社

●昭和二十五年(へ)第一二号
大阪府泉北郡高石町羽衣四六八 申立人 成田壽太郎
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十月九日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をなすものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月九日
尼崎簡易裁判所
(別紙) 目 録
日亜製鋼株式会社株式百株券五枚
記号番号 自ね第二八六三号至ね第二八六七号
株券額面 金五千円
一株の拂込金額 金五十円
最終株主 成田壽太郎

●昭和二十六年(へ)第八号
愛知県知多郡豊浜町大字豊浜百十一番地 申立人 宮本 勝栄
右代理人弁護士 浅沼彦一郎
別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年十一月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十九日
倉敷簡易裁判所
裁判官 高橋俊士
(別紙) 目 録
倉敷レイヨン株式会社株式一百株券一枚
額面金額 金五千円也
拂込金額 一株金額五十円也、全額拂込済
記号番号 へ戊第八五一一七号
発行者 倉敷レイヨン株式会社
発行日 昭和二十四年十月十五日
最終名義人 三谷善太郎
最終所持人 宮本勝栄

●昭和二十六年(へ)第二号
札幌市南三條西三丁目十四番地 申立人 田村 富吉
別紙目録表示の証券について申立人の申立により公示催告を為したところ、昭和二十六年十一月五日午前十時の期日までに権利を届出且つ証券を提出するものがないから、申立人の申立に基き前記証券の無効であることを宣言する。
昭和二十六年十一月十九日
札幌簡易裁判所
裁判官 安倍 武
(別紙) 目 録
一証書 第一九七〇号貨物引換証
運送品の種類、重量又は容積及其の荷造の種類個数並に記号 革靴箱入一箇三十七疋
運送品価格 金四万三千五百円也
発行者 東京都千代田区神田花岡町
無番地、日本通運株式会社秋葉原支店
荷送人 東京都台東区車坂町六十番地トキワ産業株式会社
荷受人 札幌市南三條西三丁目田村靴店

作成地 東京都
到着地及取扱人 札幌市北五條西一丁目日本通運株式会社札幌支店
発行年月日 昭和二十五年八月四日
裏書人 札幌市南三條西三丁目田村靴店
最終の所持人 札幌市南三條西三丁目田村靴店
○債権者集会招集
破産者 藤井 正次
右の者に対する昭和二十五年(フ)第九八号破産事件について、破産管財人の申立により債権者集会を昭和二十七年三月六日午後二時当裁判所に招集する。
一、会議の目的
一、山梨県南都留郡谷村町下谷源生四六五番 畑 百十五坪
同所下谷八十七番の一 宅地 五十四坪八勺
同所 宅地 一坪九合二勺
同所 宅地 二十八坪八合
同所 宅地 三坪二合
同所 宅地 九十六坪五合一勺
同所 宅地 六坪四合
同所 宅地 三坪八合四勺
同所 宅地 三十九坪二合五勺
同所 宅地 三十七坪六合
同所 宅地 四坪四合
同所 宅地 七十一坪八勺
同所 宅地 三坪七合
同所 宅地 二坪二合二勺
同所 宅地 二坪一合二勺
二、同町下谷八十八番地所在 木造瓦葺二階建倉庫一棟 建坪八坪三合七勺、外二階八坪八合七勺
同町一七五六番地所在 木造トタン葺二階建住家一棟 建坪七十七坪五合、外二階十二坪、外三棟の換価方法について。
昭和二十七年二月一日
東京地方裁判所
民事第二十一部
裁判官 小西高秀

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告
(昭和二十七年一月三十一日)
資産の部 千円

金地金	五〇一二八七
現金	七〇二五九
割引手形	七六一八一〇八
貸付金	八〇三七〇八六
外国為替貸付	三九三三九九五五
政府貸付金	八六〇三七七三〇
国債	一九〇〇一四八八
済国為替集中決済立替金	一一三六八五三六
代理店勘定	六八八四五六四九
雑勘定	五六一八六六〇七
総計	

負債の部

発行銀行券	四六七〇一〇九一〇
金融機関預金	三一三一七一五〇三
政府預金	四三一三五一四二
其他預金	三六六一三三八
内国為替集中決済預り金	一八八六六七九九
雑勘定	一五七三六八一〇
資本金	一〇〇〇〇〇〇〇
積立金	二六三〇二五六
総計	五六一八八六六〇七

日本銀行券一月四七一二五六二三
中平均発行高
昭和二十七年二月四日
日本銀行

会社その他の公告

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年一月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年二月五日
東京都中央区日本橋通二丁目五番地 株式会社日本油脂新報社
代表清算人 伊東 敬好
清算人 斎藤 重明

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
栃木県那須郡狩野村大字石林三一八番地二 有限会社川合ネームプレート製作所
代表取締役 川合千代次

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年一月二十三日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年二月四日
大阪市東住吉区鷗合町七十五番地 協和商事株式会社
代表清算人 湯崎鹿之助

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月十日株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年二月一日
大阪市西区江戸堀北通一丁目三八 株式会社三進社
清算人 村岡 亮治

会社組織変更公告
昭和二十七年一月二十七日現在の当会社臨時社員総会に於て現在の資本の総額金百三十万円也の有限会社の組織を変更して、資本の総額同額、会社の発行する株式総数千三百株(全株額面株式)一株の金額金千円也の株式会社とすることを決議しましたので、万一右組織変更に御異議のある方は、来る昭和二十七年四月十五日迄にその旨御申出下されたく公告致します。
昭和二十七年二月一日
栃木県那須郡西那須野町一番地 有限会社光陽社
代表取締役 伊藤甲太郎

会社組織変更公告
昭和二十七年一月二十七日開催の当会社臨時社員総会に於て現在の資本の総額金百三十万円也の有限会社の組織を変更して、資本の総額同額、会社の発行する株式総数千三百株(全株額面株式)一株の金額金千円也の株式会社とすることを決議しましたので、万一右組織変更に御異議のある方は、来る昭和二十七年四月十五日迄にその旨御申出下されたく公告致します。
昭和二十七年二月一日
栃木県那須郡西那須野町一番地 有限会社光陽社
代表取締役 伊藤甲太郎

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
東京都中央区日本橋通二丁目五番地 株式会社日本油脂新報社
代表清算人 伊東 敬好
清算人 斎藤 重明

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
東京都中央区日本橋通二丁目五番地 株式会社日本油脂新報社
代表清算人 伊東 敬好
清算人 斎藤 重明

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
東京都中央区日本橋通二丁目五番地 株式会社日本油脂新報社
代表清算人 伊東 敬好
清算人 斎藤 重明

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
東京都中央区日本橋通二丁目五番地 株式会社日本油脂新報社
代表清算人 伊東 敬好
清算人 斎藤 重明

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月十日株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年二月四日
大阪市東住吉区鷗合町七十五番地 協和商事株式会社
代表清算人 湯崎鹿之助

第7523号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外 ◉附録 二月七日付第五号一六頁 二十六年十一月三十日付参会附録(その三)三二頁

仮拂金	二、一三四、七一〇・一三
建物	一一、二〇九、二一九・〇〇
機械裝置	九、三四六、一七三・〇〇
車輌工具備品	一、二一二、八三五・〇〇
土地	四七三、七六七・一二
投資	一、二五六、二〇〇・〇〇
合計	一九九、二四八、八九二・一五

アスピード多数紙穿孔機
女子供でも楽に
堆積紙数三寸余の厚さを一動作で正確に穿孔する
全国電報局御採用
【カタログ送呈】
中島精密工業株式会社
東京・杉並・堀ノ内 電話 中野 (38)1467・3406・4291番

第四期決算公告
(自昭和二十五年十二月一日 至昭和二十六年十一月三十日)

借方(資産の部)

預金及現金	一、〇七二、〇二五・九五
受取手形	八四、〇〇〇・〇〇
売掛金	八一、三八七・〇〇
未収入金	二三、五〇〇・〇〇
未収手数料	一二九、八四〇・〇〇
商品	三九、一五〇・〇〇

負債の部

支拂手形	四八、三七〇、二三三・四五
買掛金	六、四一三、八三六・〇〇
割引手形	四一、一八五、七二〇・五〇
借入金	一〇、五〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂配当金	一〇、六五七、四〇〇・二〇
未拂金	一八一、六六〇・一〇
貸倒準備金	八八、五八五・〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一五、八二六、七一九・〇〇
法定積立金	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一八、五二〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	四八五、一一六・三五
当期利益金	一二、五一九、六三一・五五
合計	一九九、二四八、八九二・一五

昭和二十七年一月二十五日
日本農薬株式会社

仮拂金	一四二、六八一・〇〇
貸付金	一〇四、八〇〇・〇〇
代理店保証金	一三四、〇〇二・〇〇
有価証券	三、一〇六、四〇〇・〇〇
東洋精機勘定	四七五、八九二・五〇
什器	五一、八六九・〇〇
創業費	三、七二四・〇〇
合計	五、五三八、二七一・四五
資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一〇〇、八二二・〇〇
支拂手形	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇
未買掛金	七四、九四〇・〇〇
仮受金	八七、〇一〇・〇〇
預り保証金	一〇二、一三一・〇〇
前期繰越金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	二五〇、六九一・二一
合計	一、一二二、五七七・二四
	五、五三八、二七一・四五

株式会社東輝商会

第四十四回決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在

(資産の部)

固定資産	五、五六七、三七一・〇〇
棚卸資産	一七、一一七、九五二・〇〇
当座資産	二四、九二八、八二七・七一
雑勘定	五二二、二四一・〇〇
合計	四八、一三六、三九一・七一

(負債の部)

資本勘定	九、二五一、〇九九・六一
引当勘定	二、四四四、一六二・〇〇
短期勘定	一六、六六一、一二一・〇〇
雑勘定	九二〇、六〇〇・〇〇
負債	二二六、六四八・三四
前期繰越利益金	一八、六三二、七六〇・七六
前期利益金	四八、一三六、三九一・七一
合計	

昭和二十七年二月
東京都港区芝田村町二丁目八番地
大北工業株式会社

第五十九期決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表

借方(資産の部)

土地建物什器	二〇、四〇八、〇一三・四八
商品	三〇八、七四八、八一七・九一
現金、銀行預金	一四〇、一〇七、四六七・九一
売掛金	七七、七九五、二三二・九四
受取手形	二一六、一三九、九五二・七五
輸出手形	七五、三七六、七一四・〇六
有価証券	四、九六三、七六〇・〇〇
出資金	一、〇三〇、六七八・〇〇
貸付金	五、五五六、一〇〇・〇〇

敷金	七、二七七、〇〇〇・〇〇
仮勘定	七、一三二、七八一・六五
当期損失金	七、四一九、二二四・四三
合計	八七一、九五五、七四三・一三

貸方(負債の部)

買掛金	七〇、七六一、五八〇・六七
支拂手形	四八三、五一五、八一八・六一
借入金	四四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
割引手形	一四二、八七五、一〇六・七〇
貿易手形	八八、八〇二、〇〇〇・〇〇
輸入手形	一六、六五四、七三九・三一
預り金	八九九、六九八・〇〇

第六期決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

資産の部

工作物及什器	一六二、一〇六・六二
保証金及出資権	三三〇、〇〇〇・〇〇
貯蔵品及商品	二、四六六、三三八・六四
売掛貸付仮拂手形	二、六八四、六六三・七〇
裏書義務見返	六〇二、七三五・〇〇
預金及現金	二九二、四九七・四七
合計	六、五三六、四四一・四三

乙種看護婦生徒募集
一、募集人員 十五名(修業年限二ヶ年)
一、資格 新制中学卒業以上の十五才より二十才までの者
一、入学試験 三月六日七日両日午前九時より当院に於て(国、数、理)
一、待遇 寄宿舎に収容し、学費及食費支給、被服貸與をする。
応募者は二月末日迄に郵券封入の上、学院指定の願書を請求し提出のこと
東京都北区西ヶ原町一、一二五
印刷庁東京病院附属看護学院
—国電・上中里駅 都電・西ヶ原下車—

未拂金	四二四、三七八・〇〇
建勘定	九九四、七二八・五〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一、七七二、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
退職手当基金	一、二九二、八〇〇・〇〇
再評価積立金	三、三八三、五一三・四五
繰越金	四、〇七九、三七九・八九
合計	八七一、九五五、七四三・一三

昭和二十七年二月一日
京都市中京区三條通烏丸西入
西村貿易株式会社

資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金引当金	四八一、六八四・〇〇
前期繰越金	二八、二三〇・八二
借入金及裏書義務	七七二、七三五・〇〇
買掛金及支拂手形	四、一七一、一一八・六五
仮受金預り金未拂金	一〇〇、八二五・〇〇
当期純益金	四八三、八四七・九六
合計	六、五三八、四四一・四三

昭和二十七年一月
株式会社森下商会

第五回営業報告書
(自昭和二十六年六月一日 至昭和二十六年十一月三十日)
貸借対照表

資産の部

流動資産	
現金預金	二一、九三九、二一五・五三
売掛金	二、三八〇、五七七・〇〇
仕掛品	七五八、三一〇・〇〇
製品	三四、三三八、一三二・〇〇
空袋	四一一、五九〇・〇〇
原料	一六二、一八〇、七九六・〇〇
貯蔵品	二、八六六、四二四・一〇
其他の流動資産	三三二、〇九四・〇〇
流動資産計	三五、二〇七、一三八・六三
固定資産	
建物	一〇、七三七、七〇一・六六
構築物	一、八七九、〇六二・一六
機械裝置	一五、四六二、九一二・一八
工具器具	六七四、二四九・〇五
什器備品	二五〇、六八一・一七
土地	一、八三一、七八〇・三一
有価証券	七〇〇、〇〇〇・〇〇
出資金	四三五、〇〇〇・〇〇
固定資産計	三一、九七一、三八六・五三
繰延勘定	
未経過保険料	四三九、八四四・七二
合計	二五七、六一八、三六九・八八

負債及資本の部

流動負債	
支拂手形	三、四二八、〇一〇・〇〇
保証手形	九九、五二九、八一一・〇〇
買掛金	八二、八四七、〇二三・九〇
未拂金	二四、三〇七、八三五・四三
預り金	二五五、七九六・〇〇
短期借入金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
其他流動負債及(未拂配当金)	一八二、一二五・〇〇
流動負債計	二一二、五五〇、六〇一・三三
固定負債	
長期借入金	一三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	
普通株	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
剰余金	
法定準備金	九〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	四、二〇〇、〇〇〇・〇〇
退職準備積立金	六〇四、七五〇・〇〇
納税引当金	二八三、〇七八・〇〇
前期繰越剰余金	一七六、一二七・八二
当期純利益	一〇、九〇三、八一二・七三
剰余金計	一七、〇六七、七六八・五五
合計	二五七、六一八、三六九・八八

昭和二十七年二月
日本精糖株式会社

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費
公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰 百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 千五百円
広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当 二百円
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 電話九段(33)五三一—五三九
印刷庁 振替東京一九〇〇〇 官報課

昭27. 2. 7.

官報

号外（第五号）

総理府公告

◉資格審査結果公告
（自昭和二十七年一月一日 至同 一月三十一日）

第五十三号

昭和二十七年二月七日

内閣官房長官　保利　茂

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）、昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の施行に関する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により内閣総理大臣が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市区町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれを取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市区町村役場に編てつ保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は内閣総理大臣官房監査課又は関係都道府県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員　二、九三九名

1. 非該当決定者　二、九三九名

（イ）昇任又は任命予定者

新たに就こうとする公職及び氏名

総理府事務官　田畑ユリ子　中村　隆

総理府技官　沖田　慶臣　谷口　吉春

国家地方警察警視　宮島　勘一　沢柳　新司　横沢　富義　奥原　久夫　後藤　玉吉　秋山　実夫　林　岬　磯浦　良雄　田淵　博　寺岡　日之助　工藤　準一　北田　宇吉　藤岡　隆敏　内海　準一　斎坂　利忠　古上　一則　山脇　力男　当宮　克己　小倉　泰邦　森田　重雄　堀口　長光　花田　忠治　柏原　秀明　吉田　文男　大野　恕　神戸　勇　早川　重成　丹沢　清　小松　明　若木　富平　吉田　六郎　功刀　清　本山　一　中山　明吉　半田　忠　伊藤　昇　村上　清人　中村　治　菊地　清治郎　今村　功　湊　寛次郎　古川　市郎　藤山　藤一　合瀬　文夫　上滝　秀治　源五郎丸定　岩井二三吉　近藤　分作　吉田　吉次　中島　一次　稲垣　要助　相馬　義衛　飛沢　四郎　佐藤　正美　柴　村田　正己　小薬　茂造　桜井　隆喜　飯島善次郎　蛭田　清　名雪　義雄　染谷　安三郎　大高一之助　細谷　慶三　飯田　広次　小沢　操　市川　治男　坂根　寅夫　山代　清　大屋　清之　長谷川音七　安部　藤市

経済調査官　三瓶英太郎

経済安定技官　三枝　敏夫

名古屋地方調達不動産審議会委員　田子　奬

文部事務官　本田　俊一　菅家　秀一　吉兼　健二

文部教官　助川　義寛　妹尾　亘明　砂田　富田　耀介　山田　幸男　田辺　剛　山路　円次　古屋　統　芥川　光男　造　山本　進　藤岡　興人　黒木　卓　渡辺　丈芳　仁木　正子　白井　長輔　相良　繁典　大原　浩　鈴木　陽　雨宮　修二　木崎甲子郎　正林　春海　石神　襄次　馬島雄二郎　相沢　勇雄　中馬　勇　塙　富雄　日比野　司　広瀬　俊太　長谷川洋子　久島　悠紀夫　雲井　康晴　伊豆蔵豊太　環治　村田　良介　近藤　三郎　三島　功　大館　禪朗　山下　英秋　前川　正信　永岡　潤吉　山上　寅次　執行　孝胤　鈴木　俊作　猪股　英夫　石井　克己　細井　毅

厚生事務官　長沢　浩　豊田　隈雄　浮田　信家　砂田　正二　杉浦　竹雄　佐藤　直光　臼井　群外　信夫　加茂　和男　西村　友晴　富士　横溝幸四郎　阿部新一郎　山本　一夫　相良　辰雄　斎藤　周助　石踊　幸雄　高根沢　太　千葉　秀夫　松田　正一　渡辺　正紀　町田　紋三　永石　正孝　山代　勝守　小倉　健　福島　勉　山田　龍人　吉村　力蔵　池田　淳郎　菊田　秀雄　市来崎秀丸　宮崎　義守　中島　親孝　高橋　義雄　寺井　勇　杉山　可勝　稲葉　柾　村岡　達志　岩本　平作　宮崎卯三郎　福場　坂二　鹿江　隆　森下　陸一

厚生技官　関　清

通商産業事務官　隅田　豊

通商産業技官　伊藤　良二

産業合理化審議会委員　本郷慰與男

産業合理化審議会専門委員　永島豊次郎

鹿島　三也　川村　勝己　小林　猛臣　丸山　哲二　森垣　治雄　中村　清　中山　雅彦　大石　建治　奥野　熙　尾間　忠勝　坂巻喜代志　阪田　素夫　佐竹　利彦　高橋　隆平　高橋　晋吾　田中　文雄　津田　文一　渡辺金之助　米田　一男　千葉　常治

日本工業標準調査会委員　井村　竹市　朝倉　希一　佐々木吉備三郎　末野　悌六　田中　勤

日本工業標準調査会専門委員　後藤　弘　粟津麗二郎　大原　直行　上原　成康

日本工業標準調査会臨時委員　山口　八次　吉田　武夫　吉沢　美代　米山　泰作　安藤　安藤　安藤　梅吉　浅野　画一　熱田　新二　相沢　常八　赤堀　五作　安部　勤　荒木　彬　荒木　実　東　正親　浅井　忍　伴　資凱　馬場　伝蔵　千葉　江木　富夫　舟本　倫作　藤本　準三　福島　林造　藤井　正雄　藤井　正也　藤岡　石一　後藤　壽直　後藤　武雄　林　孝一　早川　三郎　花形　二郎　袴田　修治　服部　紀雄　比留間　輝治　檜山　孝之介　比佐　勇吉　岩楯　鉄五郎　伊藤　元芳　篠　平井　九一　伊藤　実　稲垣清次郎　伊藤　恵夫　石垣末太郎　伊藤　昇司　人見　美之　今井竹次郎　伊東末太郎　池田　秀穂　岩野　盛宗　岩尾　新一　板倉　孝宣　五十嵐宗喜

岩出常三郎　金田光一　河上房義　勝田達五郎　河本貞純　木下竹三　北川荘二　久喜静次　久次米英治　小林熟　小泉重蔵　小西勇三　兒玉正雄　前田保文　前島中孝　松橋録之助　水谷勢二　村西泰三　森口彌三郎　永坂清吉　中島男尾　中村鶴蔵　中園長年　長塚源三　西村泰一郎　小田繁　岡沢寳壽　大橋民雄　岡田薫　大西新次郎　小川清雄　小川八郎　尾崎博一　岡田興吉　大宮嘉一郎　小山内信熊　斎藤寛二　斎藤秀雄　桜井淑雄　斎藤健次郎　大山泰　大島景次　太田定治　小野讓　大越新　小田彰　根本忠次郎　西川重吉　長島甲之助　中川実　中村善八　中島政経　中井進　森田円次郎　水津一雄　皆川辰二　松川嘉治　牧野一三九　前田武一　近藤芽美　今健太郎　小網一雄　小林茂雄　楠邦雄　久野茂　河井篤次　川上亀郎　宮崎忠彦　城戸盛雄　高根沢太　町田紋三　渡辺正紀　小池兼五郎　吉村力蔵　市来崎秀丸　高橋義雄　稲葉柾　宮崎卯三郎　森下陸一　関豊　隅田清　伊藤良二

金田宝治郎　加藤長之助　川上正春　唐沢保雄　川畑健雄　木村徳太郎　北島弘蔵　栗田省吾　久保田桐造　小林昌平　小橋茂　小堀修　前田栄雄　真野官一　松川嘉三郎　松本信一　三神尚夫　守田九嘉雄　中尾重俊　中原乾二　並木良夫　中村タミ子　中西精太郎　長島甲之助　西川重吉　永峰孝造　仁瓶久男　小田龍二　小田根本忠次郎　大越彰　小野定治　太田泰　大島景次　大宮嘉一郎　岡田興吉　尾崎好與　関三郎　鈴木閑吉　駿河彌平　末川秀之　炭谷幸作　篠田文男　清水鉄亥　塩井健男　桜井淑雄　高橋房夫　大鮫長次郎　外池力雄　露崎好與　寺内晴一　津村善雄　綿森宏幸　柳原道行　渡辺英造　渡辺一郎　山本伊得雄　山崎正一　山県欽爾　山内幸雄　山田龍之助　山潮朝明　山本良親　山本倍夫　山下長広　和田節治　渡辺謙造　渡辺才治郎　渡辺利光　谷口秀男　田尻氏原　占部惣三郎　高尾善一郎　田口儀之助　田中正次　田中藤次郎　館林清次郎　竹内鶴喜　谷川一恵　高尾正太郎　高橋房夫　上田虎雄　内海庄三　早川三郎　後藤武雄　後藤正也　藤井準三　藤本千葉　浅井忍　荒木常八　相沢彬　杉山喬治　恒川忠雄　戸谷佐治　菅森柳太　柴田貢　清水嘉一　桜沢作雄　佐々木薫　定方金蔵　大屋英作　金子　嘉　小川清雄　小田繁　永峰孝造　西川清　中西精太郎　長島甲之助　中村タミ子　中島男尾　永坂清吉　森口彌三郎　村西泰三　水谷勢二　松橋録之助　前島中孝　前田保文　兒玉正雄　小西勇三　小泉重蔵　小林熟　久次米英治　久喜静次　北川荘二　木下竹三　河本貞純　勝田達五郎　河上房義　金田光一　金田宝治郎　加藤長之助　川上正春　川畑健雄　木村徳太郎　北島弘蔵　栗田省吾　久保田桐造　小林昌平　小橋茂　小堀修　前田栄雄　真野官一　松川嘉三郎　松本信一　三神尚夫　守田九嘉雄　中尾重俊　中原乾二　並木良夫　中村タミ子　中西精太郎　長島甲之助　西川重吉　永峰孝造　仁瓶久男　小田龍二　小田根本忠次郎　大越彰　小野讓　太田泰　大島景次　大宮嘉一郎　岡田興吉　尾崎博一　小川八郎　小川清雄　小田繁　岡沢寳壽　大橋民雄　岡田薫　大西新次郎　菅森柳太　柴田貢　清水嘉一　桜沢作雄　佐々木薫　定方金蔵　大屋英作　金子　嘉　斎藤寛二　斎藤秀雄　桜井淑雄　斎藤健次郎　大山泰　大島景次　太田定治　小野讓　大越新　小田彰　根本忠次郎　西川重吉　長島甲之助　中川実　中村善八　中島政経　中井進　森田円次郎　水津一雄　皆川辰二　松川嘉治　牧野一三九　前田武一　近藤芽美　今健太郎　小網一雄　小林茂雄　楠邦雄　久野茂　河井篤次　川上亀郎　宮崎忠彦　城戸盛雄　高根沢太　町田紋三　渡辺正紀　小池兼五郎　吉村力蔵　市来崎秀丸　高橋義雄　稲葉柾　宮崎卯三郎　森下陸一　関豊　隅田清　伊藤良二

足立節治　江口宜明　広瀬相　市橋福次　岩田幾三　黒瀬享　厚東晃　松島喜三九　松永正雄　茂呂定男　中洲秀夫　中村摘　野上章　岡村善四男　鹿田秀雄　塩川孝信　園部進　千葉徹　浦辺公一　山本正一　江崎重信　藤田信夫　檜山保　加瀬武　小坂井勝　前田哲郎　宮本政幸　中島隆一　奥井善太郎　西沢弘　塩谷徳次　上角義一　関根精一　土田巌　田島喜代次　内田太郎　矢倉福次郎　電気事業主任技術者資格検定審議会委員　木村久男　工業生産技術審議会委員　和田伯士　木村忠雄　工業技術審議会委員　高橋武忠　山口計次　阿部英治郎　高圧ガス保安審議会委員　門奈五兵　高木外次　郵政技官　城戸正光　宇野辛一　猪口金次郎　丸川良平　太田幸雄　石河一夫　今井富之助　日月紋次　熊谷直記　大島義清　長井卓夫　岩沢千代吉　安部俊夫　藤井朝夫　服部実　石田求　梶山喜瑞一　栗原常吉　小松一男　真野駒津和治利　佐重郎　森　長田一雄　中西富雄　野田勝次　尾崎清信　佐藤万治　白倉大治　関口道賢　高山捷一　塚原秋広　戸谷益雄　辰本金蔵　妹尾芳男　上野亀吉　矢代一夫　山本六治郎　藤井重夫　古谷清一　井上一郎　厚井実顕　陸野留造　増本大吉　仲信一　小林牧一郎　福本倫三　市居嘉一　小林一雄　増山健太郎　三太憲三　長田光郎　西村美登　西山正五郎　榊原元次郎　沢藤正　島田源次郎　澁谷保雄　鈴木嬰　高橋初之信　杉多計吉　高田伊三郎　高橋春吉　上野伊太郎　山本盛忠　露口恭一　上田新治郎　山路平太郎　小西勇三　小川善志　尾崎清信　大橋幡岩　小林敏夫　白倉大治　佐藤万治　前島中孝　前田保文　兒玉正雄　小西勇三　小泉重蔵　小林熟　久次米英治　久喜静次　北川荘二　木下竹三　河本貞純　勝田達五郎　河上房義　金田光一　金田宝治郎　加藤長之助　川上正春　川畑健雄　木村徳太郎　北島弘蔵　栗田省吾　久保田桐造　小林昌平　小橋茂　小堀修　前田栄雄　真野官一　松川嘉三郎　松本信一　三神尚夫　守田九嘉雄　中尾重俊　中原乾二　並木良夫　中村タミ子　中西精太郎　長島甲之助　西川重吉　永峰孝造　仁瓶久男　小田龍二　小田根本忠次郎　大越彰　小野讓　太田泰　大島景次　大宮嘉一郎　岡田興吉　尾崎博一　小川八郎　小川清雄　小田繁　岡沢寳壽　大橋民雄　岡田薫　大西新次郎　菅森柳太　柴田貢　清水嘉一　桜沢作雄　佐々木薫　定方金蔵　大屋英作　金子　嘉　斎藤寛二　斎藤秀雄　桜井淑雄　斎藤健次郎　大山泰　大島景次　太田定治　小野讓　大越新　小田彰　根本忠次郎　西川重吉　長島甲之助　中川実　中村善八　中島政経　中井進　森田円次郎　水津一雄　皆川辰二　松川嘉治　牧野一三九　前田武一　近藤芽美　今健太郎　小網一雄　小林茂雄　楠邦雄　久野茂　河井篤次　川上亀郎　宮崎忠彦　城戸盛雄　高根沢太　町田紋三　渡辺正紀　小池兼五郎　吉村力蔵　市来崎秀丸　高橋義雄　稲葉柾　宮崎卯三郎　森下陸一　関豊　隅田清　伊藤良二

号外

昭27. 2. 7.

（イ）昇任又は任命予定者

（ロ）その他

号外

昭27・2・7・号外

同同同

昭27・2・7

号外

四、同盟立金二百円）
一、同　同　同　

○同領収書二枚
○同領収書二枚
○同領収書二枚

昭27. 2. 7.

○同押第五五四○号（関伸一食糧管理法違反）金　七十円十三銭
一、同押第五七九八号（田原徳治同）換価金　七十円十三銭
一、同押第一百六十九円二十八銭
○同押第五八三八号（中谷よし同）
一、同押第五八六四号（小林進同）
○同押第五八六円八銭
○同押第六一一二号（池田一雄食糧管理法違反）　三十一円五十三銭
○同押第六一一七号の二（三山道子同）
○同押第六一八十円二十五銭
○同押第六一一五○号（尾山正次同）
○同押第六一百一円三十九銭
○同押第六一一五二号（斎藤卓二同）
○同押第六一百二十四円八十四銭
○同押第六一六六号の二（岡田芳男窃盗）
一、茶色木綿製風呂敷　一枚
二、白開襟シャツ（ジラルミン）　一本
三、万年筆（ヌボナイト）　一本
四、同（写真　四枚）
五、同（真鍮製南京錠）　一個
六、名刺二枚
七、旅行者用化粧品入　一個
八、フイルム小川一夫を写せるもの　一本
○同押第六四三号（山田新吉食糧管理法違反）
一、二百八十六円五十三銭
○同押第六九七○号（増田定吉同）
一、同押第六二百五十円
○同押第七一一二号（山本清二同）
○同押第七一五十二円八十銭
○同押第七三○九号（中野磐男窃盗）
一、古鏡　一丁、
二、鉄棒　一丁、
三、南京錠　一個
四、小箱マッチ　一個
五、真鍮製南京錠（但、大型、中型、小型）三個
○同押第七八三○号（佐藤義男食糧管理法違反）
一、四百四十七円三十銭
○同押第八四二号（伊藤好子同）
一、同　四百九十八円五十銭
○昭和二十四年押第六四八号（並木鑿雄同）
○同押第一一二○六号（吉田春夫同）
○同押第一千二百二十八円四十四銭

○同押第五三五五号（田口十三郎ことに太田銀蔵外一名窃盗）
一、毛糸シャツ　一枚
二、ジーズボン　一本
○同押第七六九○号（大島好夫食糧管理法違反）
一、九十九円六十九銭
○同押第九九一八号（上原喜真多外二名賭博）
○同押第九一○四二六号（安藤武窃盗）
一、木綿麻縄　一反
二、風呂敷　一枚
三、懐中電燈　一個
四、安全カミソリ刃　一枚
五、手袋　一足
○昭和二十五年押第七六六号（谷上正一外十名賭博）
一、花札　四十八枚
二、場銭　六百二十円
○同押第一三九八号（鈴木茂食糧管理法違反）26K（但換価金　七百五十五円五十銭）
○同押第一二百十円
一、小麦粉　一
○同押第一四○五号（藤井房三郎外一名同）
一、換価金　一万一千五十九円五十銭
二、手紙（藤井房三郎宛）
○同押第一六七三号（妻勇窃盗）
一、ドライバー　二本
二、ペンチ　一
三、イギリス　一
四、合鍵　七
五、小型懐中電燈　一
六、茶革バンド　一
七、紺布製工具サック　一
○同押第一七四七号（高木清吉食糧管理法違反）
一、同押第一七百四十九円十九銭
二、同　換価金　一七七一号（鎌田孝治物価統制令違反）
○同押第一八二一号（有坂昭二窃盗）
一、同押第一八五円五十銭
二、同　四十五円五十銭
○同押第一八二一号（有坂昭二窃盗）
一、同第　緑色マフラー　一枚
二、赤紙　二枚
○同押第二一三五号（小西竹義食糧管理法違反）
一、換価金　三百四十三円八十一銭
○同押第二一七八号（吉田馨窃盗）
一、牛皮製黒短靴　一足
○同押第二六四六号（名川利一郎同）
一、ハサミ　一個

○同押第二九八二号（細井シモ食糧管理法違反）
一、同押第二九八四号（田原徳治同）
一、同押第二九八五円六十五銭
○同押第二九八五円六十五銭（山本はな同）
一、同押第二千七十五円二十八銭
○同押第七百二十七円十銭（矢島美代同）
一、同押第三一七一号（岩井忠次窃盗）
○同押第三一七一号（海老根幸雄外一名道路交通法違反）
一、煙草（ピース）　三箱
二、百円札
三、三脚台　一組
○同押第三九三七七号（伊藤喜美子食糧管理法違反）
一、押第三九四○○号（前川泰次窃盗）
○同押第三九四百五十六円七十九銭
一、新生（煙草十九本入）　一個
○同押第四一四三号（畠田保男道路交通取締令違反）
一、ポスター　一枚
○同押第四一四三号（畠田保男道路交通取締令違反）
一、煙草（ピース）　十本入　一個
○同押第四九五九号（早野博昭外一名窃盗）
○同押第五三三○号（田口正同）
一、白木綿Yシャツ　二枚
○同押第五三三○号（田口正同）
一、白木綿Yシャツ　一枚
○同押第五三三○号（田口正同）
一、茶色純毛ズボン　一枚
二、同シャツ　一
三、草色Yシャツ　一枚
四、同押第五三七七号（高橋寿美夫外一名同）
○同押第五四七五号（並木重三郎外一名同）
一、鉄棒　一
二、金鎚　一
○同押第五五八○号（菊地伊勢雄窃盗）
一、白色アンダーシャツ　一
二、同灰色猿又　一
三、茶色靴下　一
四、白色枕カバー　一
五、鼠色アンダーシャツ　一
六、男物鼠色上衣　一
七、軍隊用夏物ハカマ　一
八、灰色中古地足袋　一
九、男物白色アンダーシャツ　一
十、白ハンケチ　一
十一、布製紺色ヒモ　一
十二、布製印鑑　二個
十三、伊藤、井上の木製印鑑（松本銀次同）
○同押第五八八○号（菊地伊勢雄窃盗）
一、茶皮製チャック付手提鞄　一個

○同押第五六九九号（鈴木敦夫同）
一、茶色革製手袋　一足
二、鼠色マフラー　一枚
三、紺色チョッキ　一枚
四、白木綿シャツ　一枚
五、黒色糸物チョッキ　一枚
六、白木綿薄紫色ズボン下　一枚
七、白木綿風呂敷　一枚
八、薄ネズミ色袴下　一枚
九、白木綿風呂敷　一枚
十、人絹薄紫風呂敷　一枚
○昭和二十六年押第七号（柳田姫子窃盗）
一、赤皮製財布　一個
二、現金　四百八円
三、ボタン、指抜　一個
四、タンス用鍵　一個
七、現金　一千円
八、タンス用鍵　二個
○同押第五九九号（松本はつ食糧管理法違反）
一、換価金　六百六十九円
○同押第一一千一号（白戸清介同）
○同押第一一五七号（樫原幸次郎遺失物横領）
一、銀色メノー指環　一個
○同押第二九二号（内山きよ食糧管理法違反）
一、換価金　四百七十五円
○同押第三○二号（渡辺健一同）
一、同押第三一百五円
○同押第三一八号（鈴木亀寿窃盗）
一、ハンマー　一
二、ペンチ　一
三、タガネ　一
○同押第三五四一布（小楠亀雄同）
一、ハンカチ　一枚
○同押第三五六号（鯰名昭造同）
一、現金　八百六十七円
○同押第五九号（伊藤徳蔵窃盗）
一、ズボン　一
二、靴　一足
○同押第六一一七号（欅原幸次郎遺失物）
一、起訴判断　日召喚状　一枚
二、公判期　日召喚状　一枚
三、弁護人選任通知　一枚
四、鉄道ニュース　一
○同押第四六二号（秋吉敏春同）
一、競走番組表　一
二、競馬毎日　一
○同押第五一六号（藤井岩雄同）
一、現金　四円三十二銭
二、赤皮製財布　一
○同押第五二○号（小林弘子外一名同）
○同押第五四七号（小林とし子ことに森重子同）
一、男物赤短靴　一足

○同押第五五二号（白石桂作同）
一、進駐軍用中古アンダシャツ　一
二、同靴下　一
三、同靴ハンカチ　一
○同押第五五五号（佐々木国己ことに佐々木克己同）
一、書地布財布　一個
二、機中時計　一
○同押第七四○号（早川八郎窃盗）
一、自転車鍵札　一
○同押第八四六号（氷川鉄夫同）
○同押第八五四号（山下得三同）
○同押第八五四号（色短靴　一）
○同押第八四百円
○同押第八四百円（井内和雄同）
○同押第八七六号（井内和雄同）
○同押第八七六号（背広上衣　一着）
○同押第九四○号（高橋鉄之助財物故売）
一、婦人倶楽部付録付き　一冊
二、楽しい一年生　一冊
三、桃太郎　一冊
○同押第九六八号（池田農次窃盗）
○同押第九六八号（池田農次窃盗）
○同押第一○九五号（伊橋北松同）
○同押第一○○号（杉本秀男同）
二、黒子供用ズボン　三本
○同押第一一○○号（杉本秀男同）
二、木綿ちゃみ反物　一反
○同押第一一二八号（横山順一こと小枝秀豊同）
一、男物雑木下駄　一足
二、紺サージ長ズボン　一本
三、鼠色チョッキ　一枚
四、木綿白靴下　一足
五、黒短靴　一枚
六、黒長ズボン　一足
七、鼠色靴下　一足
八、鼠色長ズボン　一足
九、雑誌（宝石）　一冊
○、カラー黒縞駒下駄　一足
一、風呂敷　一枚
二、ヤスリ　一本
三、桐小箱　一枚
四、鼠色ズボン　一個
五、風呂敷　一枚
六、金指輪　一本
七、金カスボタン　一個
八、クローム鎖　一個
九、エポナイト製万年筆　一本
○、純毛ズボン　一本
一、チョコレート色靴　一足
二、帯革　一本
三、合鍵　一個
四、ジャンパー　一枚

二、六、ズボン　一本
二、七、白木綿切　一枚
二、八、靴下　一足
二、九、ハンカチ　一枚
三、○、皮バンド　一本
○同押第一一○六号（吉田春夫同）
○同押第一一七五円
○同押第一一二○九号（山田信次外一名窃盗）
一、洋傘　一本
○同押第一一三一号（小林正二同）
一、現金　六六○円
○同押第一一三四号（荒木辰三郎同）
二、洋傘　一本
三、風呂敷　一枚
四、ゴム長靴　一足
五、黄色木綿女物ブラウス　一枚
六、女物メリヤスシャツ　一枚
七、男物メリヤスズロース　一枚
○同押第一三六九号（加藤忠三同）
一、チョコレート色チャック付牛革製手提鞄　一個
二、経済新報、サンデー毎日　各一冊
○同押第一四○○号（斎藤勝住居侵入）
一、ナショナル高性能小型乾電池　二個
二、手袋　一双
○同押第一四一五号（小林昭夫ことに石武雄窃盗）
一、茶色布製ポストンバック　一個
二、チョコレート　二個
三、タオル　一本
四、進駐軍用煙草　二個
五、布製チャック付化粧入（八品在中）　一個
六、化粧ビン　二本
七、本　一冊
○同押第一五○八号（松田敏夫同）
一、ジャンパー（高橋治幸名義）
二、診療券　一枚（同）
○同押第一五一九号（栗原チヨ食糧管理法違反）
一、換価金　五五三円
○同押第一六六一号（野口正雄横領）
○同押第一六七号（米山健四郎外一名窃盗）
一、丸棒運搬の許可証と思料される紙片　一枚
二、指定外場所及制限外積載許可申請書　二枚
○同押第一六九号（吉永昌南軽犯罪法違反）
○同押第一七○二号（被疑者不明外九名食糧管理法違反）
換価金　二、○二六円
二、○三三、○二六円
三、同　二、○四八二円
四、同　一、二一五円
五、同　四二、○二円
六、同　五七二円

七、同　五二○円
八、同　二、○三六円
九、同　一、○六四円
一○、同　一、一三円
一一、他に運搬に使用した物品　四十五点
○同押第一七○七号（渡辺清二窃盗）
○同押第一七○九百匁（吉田角造窃盗）
○同押第一七○八号（仲栄善同）
○同押第一七○九号（仲栄善同）
○同押第一七一台（五十嵐一郎同）
○同押第一七三号（五十嵐一郎同）
○同押第一七三本（四三本（三百匁）
二、鉄棒（但バイプ）四六本（三百匁）
○同押第一七八六号（池内健一郎外一名同）
一、バール（鉄製小型みかんぐい）　一個
○同押第一九五九号（片岡春江食糧管理法違反）
○同押第一九七九号（宇佐美博窃盗）
○同押第一九七九号（宇佐美博窃盗）
○同押第一九八八号（岡江秀雄同）
○同押第二○五号（古屋敏郎賭博）
○同押第二○一二冊
○同押第二○一六号（菊岡政之窃盗）
○同押第二○一丁
○同押第二○一八号（山下末夫同）
○同押第二○四九号（細川忠男同）
○同押第二○四九号（東京タイム（田口一郎同）
○同押第二○五三号（田口一郎同）
○同押第二○六七号（尾畑詮同）
○同押第二○六八号（伊藤常男同）
○同押第二○八三号（長谷川七之助食糧管理法違反）
○同押第二○九二号（金原務食糧管理法違反）
○同押第二○九三号（金原務食糧管理法違反）
○同押第二○九二号
○同押第二○九二号（磯貝誠雌物運搬）
○同押第二○一○二号（磯貝誠雌物運搬）
一、エンヂ色風呂敷　一枚
○同押第二一○六号（滝口きよ食糧管理法違反）
○同押第二二四五号（木村岩夫同）
○同押第二二四五号（木村岩夫同）
一、同　四九二円八三銭

○同押第二二四六号（木村岩夫同）
○同押第二二四七号（瀬尾貞太郎同）
○同押第二二四八号（宮野良夫窃盗）
一、レザー製茶色二ッ折財布　一個
二、外食券　五枚
三、レザー製黒色名刺入　一個
四、レザー製黒色名刺入切符　十枚
五、木製認印　一個
○同押第二二七五号（中宮鐵二同）
一、東京新聞（昭二六、九、二一日付）
二枚
二、雑誌（岩に咲く花）　一冊
三、国電切符（上野より五円区間）
○同押第二二七七号（金子けさ食糧管理法違反）
○同押第二二七八号（林時夫窃盗）
○同押第二二八七号（五吋のもの）　二個
○同押第二二九七号（相田忠一同）
一、自動秤（佐藤製衡所製）　一個
二、バケツ（メッキよりのもの　一斗入）
一個
○同押第二二二八号（横倉正夫食糧管理法違反）
○同押第二二二九号（羽鳥敬治同）
○同押第二二三○号（塚越半三同）
○同押第二二三○号（塚越半三同）
○同押第二二三○号（稲葉せつ同）
○同押第二二三○号（稲葉せつ同）
○同押第二二三○号（稲葉せつ同）
○同押第二二三○号（稲葉せつ同）
○同押第二二三○円五銭
○同押第二二三○円五銭（氏名不詳同）
○同押第二二三○円（同）
○同押第二二三○円（同）
○同押第二二三○円（

○同、同、同、

号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○同第三七一号（芳賀安治同）
一、同　二二二円一二銭
○同第三七四号（小山ミキ同）
一、同　一五八円一三銭
○同第三七六号（尾形覚同）
一、同　三三一円六銭
○同第三八四号（山口三郎同）
一、同　一八〇円四七銭
○同第三八五号（斎藤ひで同）
一、同　八六円九銭
○同第三九四号（高橋利三同）
一、同　二七〇円四八銭
○同第三九五号（佐藤はる同）
一、同　二二九円五銭
○同第四一五号（二階堂一同）
一、同　一四〇円六五銭
○同第四一八号（大橋マツ同）
一、同　一〇三円五三銭
○同第四一七号（高橋タツ同）
一、同　一一二円五二銭
○同第四二九号（菅野信夫同）
一、同　一八七円九二銭
○同第四三一号（市村輝雄同）
同　二三八円四銭
○同第四四二号（岩本高同）
同　一三七円五〇銭
○同第四八九号（児玉ちゑ同）
同　三二〇円三〇銭
○同第四八八号（佐藤トヨ同）
同　二九五円四四銭
○同第五〇四号（相原正夫同）
同　一七二円四八銭
○同第五一一号（渡辺よし同）
同　一六八円七八銭
○同第五一五号（服部ハル同）
同　二二一円七六銭
○同第五一七号（田村常徳同）
同　二七一円四銭
○同第五三七号（佐藤キイ同）
同　八〇円五〇銭
○同第五四一号（大内イヱ同）
同　九八円四六銭
○同第五四四号（松下トミ同）
同　三〇五円四〇銭
○同第三四五号（山口三郎同）
同　一六六円九二銭
○同第五四六号（加藤清同）
同　二〇八円二三銭
○同第五五四号（金子善七同）
同　二〇六円四七銭
○同第五五五号（阿部よしゑ同）
同　一三〇円八〇銭
○同第五五六号（吉田陽子同）
同　三三七円五七銭
○同第五五七号（遠藤吉子同）
同　三〇九円四三銭

○同第六六七号（渡辺倉蔵同）
一、同　三二四円八三銭
○同第六七四号（小野一同）
一、同　二三三円二一銭
○同第六七四号（安部新吾同）
一、同　九七円一七銭
○同第七〇三号（佐藤フミ同）
一、同　二二一円七六銭
○同第七四七号（鈴木清吉同）
一、同　二〇三円四六銭
○同第七七八号（工藤猛同）
一、同　一七八円六九銭
○同第七八号（佐藤一郎同）
一、同　一一二円五六銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
岩村田区検察庁
○昭和二十六年証第三九二号（鈴木一夫食糧管理法違反事件）
一、布袋　一枚
○同証第三九三号（後藤大作同）
一、同　一枚
○同証第三九四号（金沢洋同）
一、同　一枚
○同証第三九六号（林実同）
一、同　一枚
○同証第三九七号（伊藤喜明同）
一、麻袋　一枚
○同証第三九五号（伊藤正同）
一、麻袋　一枚
○同証第四〇〇号（大井政夫同）
一、同　一枚
○同証第四〇一号（高田大二郎同）
一、布袋　一枚
○同証第四〇四号（村川明同）
二、布袋　一枚
○同証第四二五号（野本一郎同）
二、南京袋　一枚
○同押第三七八号（小松とよ同）
一、粳精米　換価金　千七百二十一円
二、紙袋　二枚
○同押第三七五号（古谷一雄同）
一、粳精米　換価金　八百四十四円
二、紙袋　一枚
○同押第三八二号（千葉義雄同）
一、粳精米　換価金　千二百四十二円
二、布袋　二枚
○同押第三八七号（被疑者不詳同）
一、粳精米　換価金　千百六十八円
二、木綿袋　一枚
○昭和二十六年押第八九号（同）
一、粳精米　換価金　六千四百五十四円八十二銭
二、大豆　同　四百三十八円四銭
三、布袋　十枚
四、風呂敷　四枚
五、リユツクサツク　三個

○同保第一六一号（大井政夫同）
一、同　千八十八円
○同保第一六二号（高田大二郎同）
一、同　千四十一円
○同保第一六五号（村川明同）
一、同　二千三百六十六円
○同保第四二五号（野本一郎同）
一、同　八百五円
○同保第四一四号（松本喜作同）
一、同　千九十八円
○同保第二〇三号（山浦耕平同）
一、同　千八百七十四円
○同証第五〇号（宮坂彰恐喝事件）
一、赤色ネクタイ　一本

気仙沼区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第二八五号（佐藤よし子食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　千百六十八円
二、リツクサツク　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第三二〇号（菅野とめ同）
一、粳精米　換価金　千七百六十七円
○同押第三二二号（千葉マツミ同）
一、同　八百三十四円二十銭
○同押第三二三号（申熙鉱同）
一、同　二十七瓩
二、大豆　十三瓩
右換価金　千四百八十円
○同押第三四七号（佐藤松太郎傷害事件）
一、ワイシャツ　一枚
○同押第三六七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、粳精米　換価金　二千四百五十九円
二、南京袋　一枚
○同押第三七八号（小松とよ同）
一、粳精米　換価金　千七百二十一円
二、紙袋　二枚
○同押第三七五号（古谷一雄同）
一、粳精米　換価金　八百四十四円
二、紙袋　一枚
○同押第三八二号（千葉義雄同）
一、粳精米　換価金　千二百四十二円
二、布袋　二枚
○同押第三八七号（被疑者不詳同）
一、粳精米　換価金　千百六十八円
二、布袋　一枚
○同押第三〇八号（同）
一、粳精米　換価金　八百六十円五十四銭
三、同　一枚
○同押第三〇六号（同）
一、粉　換価金　九百十六円二十九銭
三、布袋　二枚
四、紙袋　一枚

○同押第九〇号（同）
一、粳精米　換価金　四百五十円八十一銭
二、同　四百六十一円八十二銭
三、大豆　同　二千九十八円九十二銭
四、布袋　十二枚
五、風呂敷　十枚
六、リユツクサツク　三個
七、背負籠　一個
○同押第一六〇号（佐藤よしえ同）
一、粳精米　換価金　三百四十八円三十六銭
○同押第一七二号（被疑者不詳同）
一、紙袋　一枚
二、糯精米　換価金　千四百四十七円三十七銭
○同押第二〇二号（小野とりの酒税法違反事件）
一、米麹　三升
二、ザル　一個
三、米麹　五升
四、ザル　一個
○同押第二一二号（山内きよ子食糧管理法違反事件）
一、糯精米　換価金　二百八十四円
二、布袋　一枚
○同押第二三五号（篠崎信夫外二名傷害事件）
一、角棒（三尺位のもの）　一本
二、同（二尺位のもの）　一本
○同押第二六九号（森弁也食糧管理法違反事件）
一、粳精米　換価金　百六十八円
○同押第三〇四号（被疑者不詳同）
一、粳精米　換価金　八百三円
二、手提籠　一個
三、風呂敷　一枚
四、布袋　一枚
○同押第三〇五号（同）
一、粳精米　換価金　六百四十六円
二、布袋　一枚
○同押第三〇六号（同）
一、粳精米　換価金　四百三十一円
二、布袋　一枚
○同押第三〇七号（同）
一、粳精米　換価金　千二百六十八円
二、布袋　一枚
三、同　一枚
○同押三〇八号（同）
一、粳精米　換価金　八百六十円五十四銭
二、布袋　二枚
四、紙袋　一枚

○同押第三〇九号（同）
一、粳精米　換価金　六百九十六円七十一銭
二、糯精米　換価金　三千四百三十円
三、布袋　五枚
○同押第三一五号（同）
一、粳精米　換価金　二百三十九円
二、布袋　一枚
○同押第三一六号（同）
一、粳精米　換価金　千九百二十九円
二、南京袋　一枚

岐阜地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第七三一号（坪田繁雄窃盗等被疑事件）
一、茶色革製財布　一個
○同押第七八二号（榎並保窃盗被疑事件）
一、麻布製中古グローブ　一個
○昭和二十五年押第二二三号（松井謙遺失物横領被疑事件）
一、新品男物ゴム長靴　二足
二、新品黒布製ズツク靴　九足
○同押第四三二号（野原徳雄窃盗被疑事件）
一、中古自転車（SS号）　一台
○昭和二十六年押第六一四号（近藤恭久外二名同）
一、領収書　一枚
○昭和二十五年押第九七五号（小島進同）
一、紫色中古風呂敷　一枚
二、小型中古懐中電燈　一個
○昭和二十六年押第五三六号（滝照栄同）
一、ナイロン製中古黒色財布　一個
○同押第七六二号（堀泰治同）
一、現金　七十二円五十銭　但十円札七枚　五十銭札　一枚
○同押第八〇〇号（黄致烈同）
一、中古自転車（丸金号）　一台
○同押第一三五〇号（松田修一銃砲刀剣類等所持禁止令違反被疑事件）
一、二ッ折小刀　一本
○同押第一三六六号（多田秀雄恐喝被疑事件）
一、バンド用バーク仕込ナイフ　一個
○昭和二十五年押第一一二五号（西山良雄こと禹錫燁窃盗被疑事件）
一、布製古手提鞄　一個
二、南京袋（小）　一枚
三、男物中古薄茶ズボン　一本